

衆議院 厚生労働委員会 議 録 第二十五号

平成十四年七月十七日(水曜日)

午前九時三十七分開議

出席委員

委員長 森 英介君
理事 鴨下 一郎君
理事 長勢 甚遠君
理事 釘宮 磐君
理事 福島 豊君
理事 岡下 信子君
理事 北村 誠吾君
理事 後藤田正純君
理事 自見庄三郎君
理事 田村 憲久君
理事 竹本 直一君
理事 西川 京子君
理事 松島みどり君
理事 宮澤 洋一君
理事 家西 悟君
理事 加藤 公一君
理事 金田 誠一君
理事 土肥 隆一君
理事 水島 広子君
理事 樹屋 敬悟君
理事 小沢 和秋君
理事 阿部 知子君
理事 野田 毅君

厚生労働大臣 坂口 力君
厚生労働副大臣 狩野 安君
厚生労働大臣政務官 田村 憲久君
政府参考人(文部科学省大臣官房審議官) 上原 哲君
政府参考人(厚生労働省大臣官房審議官) 鈴木 直和君

第一類第七号

厚生労働委員会議録第二十五号

平成十四年七月十七日

政府参考人(厚生労働省医政局長) 篠崎 英夫君
政府参考人(厚生労働省健康局長) 下田 智久君
政府参考人(厚生労働省健康局国立病院部長) 河村 博江君
政府参考人(厚生労働省医薬局食品保健部長) 尾崎 新平君
政府参考人(厚生労働省労働基準局長) 日比 徹君
政府参考人(厚生労働省職業能力開発局長) 澤田陽太郎君
政府参考人(厚生労働省職業能力開発局長) 酒井 英幸君
政府参考人(厚生労働省雇用均等・児童家庭局長) 岩田喜美枝君
政府参考人(厚生労働省社会・援護局長) 眞野 章君
政府参考人(厚生労働省老健局長) 堤 修三君
政府参考人(厚生労働省保険局長) 大塚 義治君
政府参考人(国土交通省大臣官房審議官) 松本 守君
厚生労働委員会専門員 宮武 太郎君

委員の異動
七月十七日
辞任 木村 義雄君 補欠選任 田中 和徳君
谷津 義男君 北村 直人君
同日 北村 直人君 補欠選任 谷津 義男君

田中 和徳君 木村 義雄君
七月十七日
ホームレスの自立の支援等に関する臨時措置法案(鍵田節哉君外九名提出、第百五十一回国会衆議院第四九号)
は委員会の許可を得て撤回された。
同月十二日
あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第十九条の改正に関する請願(松本龍君紹介)(第六五四六号)
同(小泉俊明君紹介)(第六六〇八号)
同(山名靖英君紹介)(第六六四八号)
介護保険制度の改善に関する請願(福井照君紹介)(第六五四七号)
重度障害者のケアハウス設置に関する請願(福井照君紹介)(第六五四八号)
重度障害者の障害基礎年金増額に関する請願(福井照君紹介)(第六五四九号)
障害者雇用率引き上げ及び職域開発に関する請願(福井照君紹介)(第六五五〇号)
障害者の医療制度改善に関する請願(福井照君紹介)(第六五五一号)
人工呼吸器を必要とする脊髄損傷者に関する請願(福井照君紹介)(第六五五二号)
脊髄神経治療の研究開発促進に関する請願(福井照君紹介)(第六五五三号)
日常生活用具の意志伝達装置の支給対象者拡大に関する請願(福井照君紹介)(第六五五四号)
ベンチレーターを必要とする脊髄損傷者が社会参加するための環境整備に関する請願(福井照君紹介)(第六五五五号)
無年金障害者の解消に関する請願(福井照君紹介)(第六五五六号)

労災遺族年金支給制度及び要件の改善に関する請願(福井照君紹介)(第六五五七号)
労働者災害補償保険法の改善に関する請願(福井照君紹介)(第六五五八号)
雇用対策と失業者支援の強化に関する請願(重野安正君紹介)(第六五五九号)
国保・介護制度の拡充に関する請願(藤木洋子君紹介)(第六五九九号)
介護保険の在宅介護利用料の引き下げ等緊急改善に関する請願(藤木洋子君紹介)(第六六〇〇号)
高齢者のホームづくりに関する請願(小沢和秋君紹介)(第六六二二号)
社会保障を拡充し、将来への安心と生活の安定に関する請願(武正公一君紹介)(第六六四七号)
小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願(佐藤銀樹君紹介)(第六六四九号)
同(古賀誠君紹介)(第六六五二号)
総合的難病対策の早期確立に関する請願(山名靖英君紹介)(第六六五〇号)
支援費支給制度移行に伴い、障害者施策の緊急改善に関する請願(小沢和秋君紹介)(第六六七五号)
抗がん剤治療の問題点改善に関する請願(青山二三君紹介)(第六六七六号)
は本委員会に付託された。
七月十五日
医療制度の抜本改革に関する意見書(北海道鶴居村議会)(第七〇二二号)
医療制度の抜本改革反対に関する意見書(広島県因島市議会)(第七〇二三号)
神奈川県地方最低賃金改定に関する意見書(神奈川県葉山町議会)(第七〇二四号)

介護保険制度の改善に関する意見書(秋田市議会(第七〇一五号))
介護保険制度の改善に関する意見書(埼玉県川口市議会(第七〇一六号))
がん等治療の早期認可及び患者負担の軽減等に関する意見書(神戸市議会(第七〇一七号))
救急救命士の早期処置拡大に関する意見書(埼玉県議会(第七〇一八号))
健保三割負担や高齢者窓口負担の大幅引き上げなどの中止に関する意見書(三重県藤原町議会(第七〇一九号))
健康保険八代総合病院の存続・拡充に関する意見書(熊本県議会(第七〇二〇号))
国民の疾病予防・健康増進策として温泉療法等の普及に関する意見書(北海道北広島市議会(第七〇二二号))
国民の疾病予防・健康増進策として温泉療法等の普及に関する意見書(福島県議会(第七〇二二号))
国民の疾病予防・健康増進策として温泉療法等の普及に関する意見書(埼玉県蓮田市議会(第七〇二三号))
国民の疾病予防・健康増進策として温泉療法等の普及に関する意見書(鳥取県米子市議会(第七〇二四号))
国民の疾病予防・健康増進策として温泉療法等の普及に関する意見書(山口県長門市議会(第七〇二五号))
国民の疾病予防・健康増進策として温泉療法等の普及に関する意見書(高知市議会(第七〇二六号))
国民の疾病予防・健康増進策として温泉療法等の普及に関する意見書(大分県別府市議会(第七〇二七号))
国民の疾病予防・健康増進策として温泉療法等の普及に関する意見書(大分県日出町議会(第七〇二八号))
国民の疾病予防・健康増進策として温泉療法等の普及に関する意見書(宮崎県北郷町議会(第七〇二九号))

国民の健康、食品の安全性を確保するための法整備等に関する意見書(埼玉県川口市議会(第七〇三〇号))
骨髄バンクの利用にかかわる医療保険の適用に関する意見書(鳥取県泊村議会(第七〇三二号))
骨髄バンクの利用にかかわる医療保険の適用等に関する意見書(佐賀県議会(第七〇三三号))
雇用の危機突破に関する意見書(青森県大間町議会(第七〇三三三号))
雇用の危機突破に関する意見書(神奈川県葉山町議会(第七〇三四号))
食品衛生法の改正と運用強化に関する意見書(東京都板橋区議会(第七〇三五号))
食品の安全を確保するための食品衛生法の改正と充実強化に関する意見書(大阪府太子町議会(第七〇三六号))
食品衛生法改正と運用強化に関する意見書(長崎県千々石町議会(第七〇三七号))
食品衛生法改正と運用強化に関する意見書(長崎県口津町議会(第七〇三八号))
児童扶養手当の削減案の見直しに関する意見書(北海道北広島市議会(第七〇三九号))
児童扶養手当制度の改善に関する意見書(北海道幕別町議会(第七〇四〇号))
児童扶養手当の削減案撤回に関する意見書(大分県中津市議会(第七〇四一四号))
社会保険病院の存続と機能の充実に関する意見書(山梨県市川大門町議会(第七〇四二二号))
社会保険病院の存続と機能の充実に関する意見書(山梨県下都町議会(第七〇四三三三号))
社会保険病院の存続と機能の充実に関する意見書(山梨県中富町議会(第七〇四四四号))
看護師の移行教育に関する意見書(神奈川県大井町議会(第七〇四五五号))
小児救急医療体制の充実に関する意見書(宮崎県議会(第七〇四六六号))
食品衛生法の抜本改正に関する意見書(大阪府摂津市議会(第七〇四七七号))

食品衛生法改正と運用強化に関する意見書(長崎県北有馬町議会(第七〇四八八号))
地域雇用対策の拡充に関する意見書(北海道鶴川町議会(第七〇四九九号))
地域雇用対策の拡充に関する意見書(北海道鶴居町議会(第七〇五〇〇号))
本委員会に参考送付された。
本日の会議に付した案件
政府参考人出頭要求に関する件
ホームレスの自立の支援等に関する臨時措置法案(鍵田節哉君外九名提出、第五百五十一回国会衆法第四九号)の撤回許可に関する件
厚生労働関係の基本施策に関する件
ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法案起草の件
社会保険労務士法の一部を改正する法律案起草の件
ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の運用に関する件
○森委員長 これより会議を開きます。
厚生労働関係の基本施策に関する件について調査を進めます。
本日は、理事会での協議に基づき、特に、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法案及び社会保険労務士法の一部を改正する法律案の両案を起草することを念頭に調査を進めます。
この際、お諮りいたします。
本件調査のため、本日、政府参考人として文部科学省大臣官房審議官上原哲君、厚生労働省大臣官房審議官鈴木直和君、医政局長篠崎英夫君、健康局長下田智久君、健康局国立病院部長河村博江君、医薬局食品保健部長尾崎新平君、労働基準局長日比徹君、職業安定局長澤田陽太郎君、職業能力開発局長酒井英幸君、雇用均等・児童家庭局長岩田喜美枝君、社会・援護局長眞野章君、老健局長堤修三君、保険局長大塚義治君及び国土交通省

大臣官房審議官松本守君の出席を求め、説明を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○森委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。
○森委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。田中和徳君。
○田中(和)委員 皆さん、おはようございます。自由民主党の田中和徳でございます。
本日、委員会関係各位の御理解と御支援の中に、厚生労働行政に係る一般的な事項について数点お尋ねをいたします。
まず最初は、私は川崎市の選出の議員でありますけれども、地元の問題とも言えると思っておりますが、ホームレスのことについてお尋ねをしたいと思います。
今委員長からお話ございましたように、本日は、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法案の起草がされるということで、大変私は、長年にわたりこの問題にかかわってきた者の一人として、感無量のことを今ここに感じて、発言に立たせていただいているところでございます。
まさしくホームレスは、私たちは長い間取り組んではまいりましたが、この言葉すらも実は行政用語としてはありませんでした。私たちが幾つかのことを行政とのやりとりの中で、小淵総理の時代だったと思いますけれども、ホームレスに関しても、ホームレス問題全国連絡会というのが発足をいたしましたので、そのあたりから正式に行政の中でも議論がされるようになりました。はっきり言うところ、役所の所管も明確でなかった時代があったわけでございます。
今ホームレスは、一番数が多いのは大阪、二番目は東京でございますが、三番目は、多分名古屋か川崎市だろうと思っております。三大都市圏だけでもその人数は約二万五千人以上、しかも、その傾向は全国にどんどん広がっております。まさしく

く我が国の全体のゆゆしき社会問題とも言えるわけであります。

以前では非常に珍しい形でありましたし、川崎市などは、二十年前ぐらいからでしょうか、だんだんとホームレスの人たちも散見されるようになりまして、当時、議会などのやりとりもあつたわけでございますけれども、無宿労働者、寝泊まりをする場所がない労働者というような言い方をし議論しておつたのを今でも思い出すところでございます。

川崎市の例をまず申し上げますと、最初は、市の行政の担当者の方、そして地域の住民の皆さん、そして警察官などがパトロールをしながら、なるべく公的な機関に寝泊まりをしている人たちが、まず一つは、人権上の何か手助けができないのかという視点。もう一つは、公共の施設だから、市民の皆さんがお使いになる場所だからそこを占拠されると困るんですよということで、どこかに立ち退いていただきたい、このような指導をしておつたのでございますが、大変残念なことであります。川崎の警察署管内でホームレスの人に対しての警察官の暴行事件がありまして、大変大きな社会問題になったわけでございます。それを契機として、警察の人たちもホームレスの人たちに対して余り、指導するとか対応するといふことがずっと少なくなつてまいりまして、いつの間にかずるずると今日のような状態になつてまいりました。

もちろんホームレスの人たちが公的な施設で寝泊まりをしていいはずはないわけでございます。もちろん法律も条例もありますけれども、はっきり言つと、それが今日機能していない状況にあるということだと思います。

平成八年の調査では川崎市では四百五十人という数であつたものが、何と今日では全市で約千人までふえております。昨日も川崎市は調査をした一番新しい数字を正式に発表しております。私の選挙区でありますけれども、川崎区と幸区という極めて狭い範囲でございますが、その地域だけで

も八百三十六名という数字でございました。全市にはどの程度いるのかわかりませんけれども、多分千人はいるのではないかと思つております。

また、もう一点であります。地域住民とのトラブルの経過もござります。

最初は、やはり生活支援ということで食券を配付して、いろいろな意味での行政が手だてをいたしました。その食券は、そのチケットを持っていけば何でも買ひ物ができたものですから、地域の流通するお金のようないメージで、大変ある一面からはその人たちに重宝されたんでございます。

しかし、それによって多くの問題が生じて、とうとう川崎市は、今、一日六百六十円、二食分というところで、食べ物の現物支給をするようになりました。ホームレスの人たちにとっては、時間がたてば腐るわけですし、食べられなくなるわけですし、それ自体を価値あるものとしてはなかなか認められないという人たちもふえまして、食券を券として配っているときに比べてうんと受ける人たちが少なくなつて、結果においては、ホームレスの実態も、よほど市役所が本気で調べないと以前のように実態が把握できないという状況にもなつていふことも事実でござります。

そういう中で、もう一点の問題は、自分の名前、本籍地、住所等、全く名乗らない、名乗れないのかもしれないけれども、そういう人たちが結構多くなつてまいります。当然、その人たちは生活保護の対象にもならないし、働こうとしても使つてくれるところもござりません。この人たちも含めてどうするのかということが、実は今後の抜本的な対策として求められておるわけでござります。

私たちは、そういう中に幾つかの施策を考えて提案をしてまいりましたけれども、何といつても、全国の中でどのような状況にあるのか。大都市は比較的行政が本気になつて数の把握や実態調査をしておりますけれども、全国的に、中核都市を含め相当な分散をしている状況をどのように把握しておられるのか。今日の把握の状況について、まずお尋ねをいたしたいと思ひます。

〇眞野政府参考人 全国のホームレスの概数でござりますけれども、各地方公共団体が把握しております直近の状況を取りまとめましたところ、平成十三年九月、これが全国の直近でござりますが、二万四千九百人となつておりまして、平成十一年十月、これが前回の調査でありまして二万四千五百一十人と比しまして、三千六百三十九人の増加といふことになつております。

前回の十一年と比較をいたしますと、先生おっしゃいますとおり、指定都市等の大都市部ではおむね微増ないし横ばいである一方、その他の市町村を中心に増加をしております。地方都市に拡散している傾向が見られるといふふうに考えております。

〇田中(和)委員 私は、平成十年の十月に立ち上げたわけでございますが、自民党のホームレス問題勉強会の一メンバーでござりますけれども、大阪、東京、しかも相当細かく各所を視察させていただきました。しかも、単なる視察ではなくて、ホームレスの方々からの聞き取りもやつております。また、近隣の皆さんがどのような感じを持つておられるのか、あるいは、大阪や東京など、支援センターももうできておりまして、十分ではありせんけれどもスタートしております。こういう現場での御苦労や地方行政の対応等もお聞きをいたしました。

私自身も、実は川崎市のJRの駅前でしょっちゅう演説をするものですから、そこに大勢のホームレスの皆さんがおりまして、一番丁寧に私の話を聞いていただいております。一番丁寧に私に話をして、いろいろと親しくもお話をいたしております。

ここで、もう一つ視点を変えた話を申し上げますけれども、生活保護といふことが出てまいります。一般的な生活保護はもう説明する必要もないんですが、川崎市なども、東京などは特にそういう傾向があるわけでございますが、第二種福祉事業、宿泊施設というのができてきております。

して、いわば宿を提供する、アパートを提供する業者の方たちが、実は生活保護の手続まで代行しておるわけでございます。個別的に手続をすることに原則なつておりますけれども、代行する人たちがいて、その人たちはホームレスからそこに入ることによって生活保護者になつてまいります。

川崎市では、五十歳代ぐらいの対象者とすれば、生活費が八万二千五百二十円、住宅費が五万三千七百円、合わせて十三万六千二百二十円といふような数字になつておるようでございます。これは、高いのか安いのかは別にしましても、制度の中でそのようになつております。

今、川崎市では定数が五百九十六人ということになつておりまして、その人たちがホームレスから移行して生活をしておるわけでございます。この宿泊施設が、やはり地域で問題を起し、あるいは建てるということと住民の反対があつて、いろいろと社会問題にもなつております。

しかし私は、このように施設の中に入れる方はまだしも、はっきり言えば、アルコール中毒者だとか、あるいは、先ほど言つたように自分の名前を名乗れない人たち、こういう人たちは野宿生活をするしかないわけでございまして、本当に、動けなくなつて病院に担ぎ込まれるまで大変悲惨な生活を送つておりますし、どのようにしようとしてもどうしようもないという現実には突き当たることが現状でござります。

そういう中で、私たちは、どんなに検討しても、地方自治体でやる範囲をもう超えているんじゃないかと。現実には、世界じゅうの国々の中でも、こういう現象は都市部にあるわけでございまして、こういう現象は都市部にあるわけでございまして、相当積極的な対応をしている国もあるわけでございまして、もちろん地方行政の協力も得なければならぬけれども、国がリーダーシップを発揮するときは、このように私はあえて申し上げたいと思つております。

景気の低迷による雇用情勢の悪化という社会経済状況の変化、少子高齢化や核家族化の進行などによる家族構造の変化、また、社会生活への不適

応、多重債務、アルコール依存症などの個人的な要因などが絡み合っていることが起きていると思うのであります。福祉、雇用、保健医療などの総合的な支援策が求められておりますけれども、対策を国はどのように考えておられるのか、お伺いをしておきたいと思っております。

○眞野政府参考人 ホームレス対策につきまして、平成十一年の五月に、ホームレス問題に対する当面の対応策というものを取りまとめまして、関係省庁及び関係地方公共団体が取り組んでいるところでございまして、総合的な相談、自立支援の確保、雇用の安定、保健医療の充実、要援護者の住まいなどの確保、安心、安全な地域環境の整備というそれぞれの課題について取り組んでいるところでございます。

厚生労働省といたしましては、当面の対応策の主要な柱といたしまして、平成十二年度より、ホームレスの方々に対しまして生活相談、健康診断、職業相談等を行いつつ、就労による自立を支援いたします。ホームレス自立支援センター事業、それから平成十三年度よりは、ホームレスの方々に対しまして緊急一時的な居住場所を提供するシェルター事業を実施いたしております。

今後とも、関係自治体とも連携をいたしまして、施策の充実に努めたいと考えております。

○田中(和)委員 はつきり言いました、先ほどの調査も、全国的な調査ではないという、都市部の、しかも極めて深刻な事態になっている自治体の調査の数字でありまして、これはやはり全国的にチェックをしなきゃいけないだろうと私は思っております。

そういう事態になれば、どうしても地域社会がずさんでまいりますし、子供たちだって、自分のベツトはかわいがつても、ホームレスの人を平気で殺傷してしまうような、人としてあるまじき行為まで社会問題として起こっているわけです。これは本当に重大な問題ですね。

そういう中で、本当に待望の、各党の御関係者

の皆さんの大変な御努力によって、いよいよ議員立法で、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法が提案をされるわけでございます。私は、大変意義深いものだ、このように認識をしておるわけでございまして、大臣は、今後この問題についてどう取り組まれるお考えなのか、また、この法律が今日提案される、そのことについてどう考えておられるのか、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

○坂口国務大臣 まず、田中先生が今日までこのホームレスの問題に熱心にお取り組みをいただけてまいりましたことに敬意を表したいと思います。また、今回のこの法律の作成、そしてきょうの提出に至りますまで、当委員会の委員の皆さん方にも大変お世話になってまいりました。ことに至りましたことを本心にうれしく思います。皆さんの今までの御努力に敬意を表したいと思います。

さて、今回のこの法律にもございまして、まず、自立の意思があるホームレスの人たちに対してどうするか、そして、ホームレスとなるおそれのある人たちに對してまず予防的にどうするかといったような問題、あるいはまた、先ほどからお話ございましたように、宿泊施設をどうするかといったような問題、そうした問題が今回の法律の中に取り上げられておりまして、こうしたことが法で定められるということになります。基本的な方向性が示されることになるわけでございまして、今までのように法律なしでいろいろなことをやるといふのは違ひまして、法律にのっとって予算措置等もできるというふうに思いますので、大変大きな前進になるものというふうに思っております。

この法案の趣旨にのっとって、そして関係省庁ともよく連携し、また、先ほど御指摘のように、地方自治体との連携が非常に大事だということに思います。地方自治体ともよく連携をさせていただきまして、そして解決に当たりたいというふうに思っております。

しかし、なおかつ、先ほどから御指摘のよう

に、名前を名乗ることのできないような人たちがその中に含まれるということでございます。それから、いわゆる自立をしたいとか、あるいはまた宿泊施設に入るとかというふうなことになりますと、どうしても、どこかこのだれだれということの名乗っていただくかなければならないということになります。それから、それでもなおかつ、まだ問題はそこに残ってくる、そうしたことに對して、今後またどうしていくかということも、さらなる検討が必要ではないかというふうに思っている次第でございます。

○田中(和)委員 大臣の大変前向きな御答弁、ありがとうございます。

ホームレスゼロ社会、これは政治主導で頑張つていかないとできないと思います。また、国民全体の御理解と御協力がなければできません。支援センターをつくるだけでも、地域では波風が立つわけでもございまして、そういう意味での御理解をどうやっていただくようにするかという、これらの行政の努力、我々政治家も頑張らなきゃいけないと思っております。どうぞよろしくお願いしたいと思っております。

続いて、同様に議員立法準備をされておられます社会保険労務士の制度についてお尋ねをいたします。

昨今の社会経済情勢の著しい変化と労働者の働き方や就業意識の多様化に伴って、労働関係、社会保険関係の諸制度は極めて複雑かつ専門的なものになってまいりました。そのため、高度の専門性を有している社会保険労務士に対する期待や要請は大きく高まっております。また、人事管理、労務管理の個別化などに伴って、労働関係に関する事項について、個々の労働者と事業主との間の紛争が増加している傾向にもなっております。こうした状況の中で、今後の社会保険労務士の果たすべき役割についてどのように考えておられるのか、副大臣にお尋ねをいたします。

○狩野副大臣 田中委員の仰せのとおりでございます。最近の社会保険労務士に対する期待とい

うものは大変高いわけでございます。そういう意味でも、社会保険労務士が、質の高い、信頼されるサービスを提供していくことが大変重要であるというふうに考えております。

特に、個別労働紛争が増加している現況の中で、紛争調整委員会におけるあつせん手続において、社会保険労務士が紛争当事者の代理を行うようになることなどにより、社会保険労務士の有する専門性を活用して、紛争の解決等に大きな役割を果たしていただければと期待しているところであります。

○田中(和)委員 私どもと同じ認識を述べていただいたわけでございまして、ぜひひとつ有能な社会保険労務士の皆様方にみずから研さんしていただくと同時に、優秀な方がそういうお仕事にいたってほしい、このように国民の期待にこたえていただく省として、ぜひひとつ御指導の方もよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、今大きな社会問題になっております輸入食品のあるいは食品添加物の件についてお尋ねをいたしたいと思います。

BSE発生以来、偽装表示事件、指定外添加物や残留農薬の問題等を契機として、食の安全に対する国民の皆さんの不安が高まっております。ことに残念であると思っております。

我々が毎日口にしている食品の何割が日本国内で生産されているかを調査いたしましたところ、平成十二年の数字でありますけれども、カロリーベースで、国産が四〇％、六〇％は輸入食品というところになっておるようでございます。

すなわち、これらのことを考えるときに、輸入食品については、国内で使用が認められていない食品添加物の使用、野菜の農薬の残留、遺伝子組み換え食品などのいろいろな問題が取り上げられておるわけでございまして、このような中で、輸入食品の安全を確保するために、輸入時における現状の検査体制はどのようになっているか、御説明をいただきたいと思います。

あわせて、現在、全国の検疫所において輸入時の検査を行っていることであらうと思えます。多分そのように答弁があらうと思えますけれども、本年一月ごろから、中国野菜について、食品衛生法の残留基準値に違反する農産物が検出されている件数が急増しております。また、食品添加物、これらのことも大きな問題になっておりますが、中国産の野菜などの残留農薬問題などの状況とこれまでどのような対策をとって対応したのか、これもお答えをいただきたいと思えます。

○尾寄政府参考人 最初の輸入食品の検査体制の関係でございますが、厚生労働省では、全国三十一カ所の検疫所に二百六十八名の食品衛生監視員を配置いたしまして、食品衛生法に基づく食品の輸入時の審査あるいは検査など、監視指導業務を行っているところでございます。

平成十二年の輸入届け出件数は百五十五万程度でございますが、そのうちの十一万件につきましては検査を実施いたしまして、千三十件余につきましては食品衛生法の違反品を見つけておるというところでございます。そういったものにつきましては、廃棄または積み戻し等の措置を講じているところでございます。

こういった輸入食品の安全性確保に的確に対応いたしますために、横浜及び神戸の検疫所に輸入食品・検査センターを設置いたしまして、残留農薬等の高度な分析検査業務を集中化しております。また、届け出審査の電算化ということで業務の合理化を図っているところでございます。

食品衛生監視員につきましては、過去十年で十九名の増員を図っておりますが、本年度、四名の増員をさらに図ったところでございます。

御質問の二点目でございますが、中国産の野菜の残留農薬問題の状況でございますが、本年一月より、中国産野菜の検査強化月間ということで、すべての届け出につきまして検査を実施するという体制で、こういった検査の終了後につきましては検査命令を実施する等、引き続き検査の強化を

しておるという状況でございます。

一月四日から七月十五日までの中国産の生鮮、これは生の方でございますが、生鮮の野菜の輸入時検査の結果といたしましては、検査命令では違反率が一・六％、モニタリング検査では〇・三％という状況でございます。

一方、最近問題になっております中国産の冷凍野菜、これは加工の方でございますが、三月二十日より検査を開始いたしておりますが、冷凍ホウレンソウから基準値を超える農薬が相次いで検出されておるということで、五月十四日より、輸入届け出のございました全品につきましてクロルピリホス等の検査を輸入者に求め、違反でないことが確認された後でなければ輸入を認めない、そういう対応をしているところでございます。

しかしながら、残留農薬違反というのはその後継続的に見られておりました。輸入時の検査の一ロット当たりの検体数をふやしておるということ、あるいは、在日の中国大使等に対しまして、これまで五月から六月にかけて、農薬の残留防止対策が適切にとられていない野菜等を我が国に輸出しないよう要請をいたしております。また、六月には担当官を中国に派遣し、調査を行うとともに、中国政府に対しまして、残留農薬違反の輸出業者名のリストを提示して、中国側の輸出前検査のさらなる強化及び農薬使用の適正指導の強化を要請したところでございます。

こういった三月二十日以降の検査の結果でございますが、中国産の冷凍ホウレンソウの輸入時検査の結果は、六百十五件行いましたうちの四十二件が違反であるということで、違反率六・八％というところで、非常に高い違反率になっているというのが現在の状況でございます。

○田中和委員 私は、食の安全という極めて重要なことについて、いろいろな対応をされたんだけれども、現実には食の安全が確保されていなかったという事実を重く受けとめなければならぬ。国民の皆さんも本当に不安に感じておられるわけでございます。早く何とかしなければなら

ないわけでございます。

これまで輸入禁止の措置がとれなかったのか、また今後どのように対応するつもりなのか、厚生労働大臣にぜひ御答弁をいただきたいと思えます。

○坂口国務大臣 先ほど局長が答弁しましたように、現在までのところは、これは違反が確認されましたら、それはその食品の輸入を個別に禁止をするということになっているわけでございます。ところが、個別に禁止をするということでは、正直申しまして対応できなくなつてまいりました。中国産の問題等もございまして、ことしになりましてからこの輸入時の検査を強化しておるわけでございますが、それだけでも、強化をするだけではなかなか対応できないというような状況になつてきていることはもう既に御承知のとおりでございます。

そこで、個別の検査結果に基づいて対応する現在の仕組みには限界がありますので、包括的な輸入を禁止するような法改正を速やかに行いたいというふうにお思っております。何度も違反を重ねるようなところにつきましては、もうそれを包括的に禁止をするといったような措置をとらない限り、現在の二百六十八名という非常に限られた人数の検査官で対応はできないというふうにかえている次第でございます。

○田中和委員 時間が来たら終わりますけれども、一、二、要望しておきたいと思えます。

まず、食品衛生法において包括的な輸入禁止規定を設けて、国民の健康を守るという立場からぜひ的確に運用していただく。また、検疫所の検査体制が十分ではない、こういうように私は思っております。食品衛生監視員の増員、検査機器整備などの充実、これらもぜひひとつつ努力をして食の安全の確保に特段の御尽力をお願いしたいと思います。

終わります。ありがとうございました。

○森委員長 次に、釘宮磐君。

○釘宮委員 民主党の釘宮磐でございます。

まず最初に、坂口大臣に私はお礼を申し上げます。私がかねがねこの委員会でお願いをしてまいりました不妊治療に対する公的支援について、先週の土曜日ですが、長野県の松本市で行われたタウンミーティングの場で、不妊治療を受ける人がふえているのは事実で、この問題を放置できない、少子化対策の中に位置づけたいといかないということで、九月に予定をされております少子化対策の中間報告にこれを盛り込むというような御発言がございました。

私は先般もこの問題について小泉総理にも申し上げたんですが、少子化対策というのは、子供を産むことにちゅうちょをしている人に対してのそういう環境づくりというのも一つ大切ではあるけれども、要するに、産みたくても産めないという人、その人に直接的に援助をするということ、これが非常に大きな効果をもたらすということとを申し上げたわけでありました。したがって、この件について大臣が本当に真摯に受けとめていただいたということに感謝をいたしております。

そこで、二点ほどお伺いしたいと思うんですが、この支援策について、保険適用をする方法と一般財源から何らかの助成を考へるということが考へられると思うんですが、大臣としてどちらをお考へになつておられるのか。それと、二点目として、来年度予算にこれを計上するための準備を進めていくつもりがあるのかどうか。この二点についてお伺いします。

○坂口国務大臣 不妊治療につきましては、委員初め多くの皆さんからいろいろの御議論をいただいているところでございますし、私も何とかこれを進めなければならぬというふうな思つてきた一人でございます。これを進めるに当たりましては、私の方の省内も意見の統一を図らなきゃならぬわけでございますが、まだこれからでございます。

今御指摘のように、もしやるとすれば保険でやるか、あるいは、保険が難しければ一般財源でやるか、

るかということにならざるを得ない。現在の保険の決め方からいいますと、どうしてもはみ出してしまふ。それは、いわゆる妊娠、出産というのは、これは病気ではない、正常なことであるということから、保険で出産にかかりますことはなかなか取り上げられにくい。しかも、それにかかります分野もなかなかここで取り上げられてこなかったという経緯もございます。ほんの一部は、この不妊治療につきまして取り上げてはおりませんけれども、しかし、本格的に取り上げていない。このところは、基本的な保険の物の考え方を変えないことにはいけないのではないかとどうふうに思っています。そうしたことができればどうかという問題が一つございます。できれば私はそれが一番スムーズではないかというふうに思っておりますが、どうしてもそこが不可能であるというところになれば、それにかわる一般財源からの確保といったことが大事になってまいりますので、そこは来年度予算に向けまして、何とかそのことが実現できるように努力をしたい、そう思っております。

○釘宮委員 この問題については、当委員会の中にも現実に今治療をなさっている方もおられます。大変多額な負担、これは国会議員が多額だといつて大変だと言っているのに、一般の二十代、三十代の若い夫婦がこれを負担するというのは、これは容易なことじゃない。ですから、今大臣の前向きな答弁ありましたけれども、大臣、ぜひこれは来年度予算にはのつけていただきたいと思うのです。やはり、そういうふうなスピードを持って今政策を進めていくということ。

私は、大臣のこの発言があつて、私のところにも随分とメールが来まして。本当に目の前が明るくなったという話がありました。私は、久々の吉報だ、朗報だというふうに思うわけです。大臣、ぜひその辺のところを、前向きにもう一度、ぜひ来年度に向けてやるということを明言していただければいいかな。

○坂口国務大臣 いずれにいたしましても、全体の政策立案をしなければならぬわけでありまして、それは来年度に向けてやりたいと思っております。

○釘宮委員 ありがとうございます。それじゃ、通告に従つて質問をさせていただきます。

この問題も、実は私がこれまでたびたびこの委員会でも質問をしまつたことでもありますが、いわゆる国立病院の談合疑惑についてであります。今回、再入札を、八月の十日に公告を行うということで準備が進んでいるようですが、私は、この再入札に向けて、きょうはひとつ、確認を一つ一つとつていきたいと思ひますので、よろしく願ひします。

まず、国立病院部にお伺ひしますが、前回の入札において談合はあつたのかどうか、どういふ認識にあるのか、まず聞かせてください。

○河村政府参考人 今回問題になっております十件のうち、事前に談合情報の寄せられた件につきましては、談合情報マニュアルに沿ひまして、関係業者から聞き取り調査を行つて、その上で公正取引委員会に通報をいたしたところでございすけれども、その後、先生の御指摘あるいは入札結果、そういったものを踏まえまして、改めてこの全十件につきまして、これらの入札に参加したジョイントベンチャーの構成員全六十五社及び……（釘宮委員「いや、質問に答えて」と呼ぶ）はい。そういうかなり徹底した調査を発注者側としてやつたわけでございすけれども、また、国立病院関係の管轄技官OBに対しても、談合の関与の有無等についての調査も行つたわけでございすけれども、調査の結果、談合の事実は確認できなかったというところでございます。

○釘宮委員 ということは、談合はなかつたということですか。じゃ、談合はなかつたということであれば、なぜ入札を撤回したんですか。お答えください。

○河村政府参考人 談合の事実はいろいろ調査をやつても確認はできなかったわけでございますけれども、一方では、三月二十九日に公正取引委員会に独禁法四十五条に基づく正式な申告を行つておるといふこともございすし、それから、事前に寄せられた談合情報と実際の入札結果がかなりの程度符合していたというようなこともございまして、やはり入札の公正に万全を期すという観点から、既に入札を行つていた七件についても入札結果に従つた契約は行わないで保留をし、それから、入札を延期した三件も含めて改めて入札を行うこととしたところでございす。

○釘宮委員 今私が聞きたかつたのは、あつたのかなかつたのか、どの認識で次の再入札を行うのか。このところがまずきちつとしないと、私は今後の入札というのが非常にあいまいな状況で行われることになるということを指摘したいわけなんです。

それで、なぜ私がそのことを申し上げるかというところ、要するに、談合があつたということでこれを撤回したのなら、前回これに参加した人を排除するというのは当然のことですよ。しかし、今回はすべて同じメンバーでやろうということなんですよ。ということは、結局談合はなかつたということになるのも同じ認識と言つても間違ひじゃないんじゃないんですか。そこはどうなんですか。

○河村政府参考人 今ほど申し上げましたように、入札に關して一層の適正を期す、公正に万全を期すということで、一たん白紙に戻して再入札を行いたいということにしたわけでございす。それで、前回の落札業者を外すべきではないかというところでございますけれども、予算決算及び会計令の七十一條におきまして「一般競争に参加させないことができる者」というのは法律上定めおるわけでございまして、今回の件につきましては、談合の疑いがあつた業者について厚生労働省が調査を行つたけれども談合の事実は確認できなかったというところでございますし、談合の事実が明らかでない以上、やはり法律の七十一條第一項二号の規定には該当しないということでございます。

いまして、再入札から排除することは困難であるというふうに考えておるところでございます。

○釘宮委員 その話になると、どうも私は納得いかないのです。実際問題、談合がなかつたということであれば、そのまゝいけばいいわけですよ。そここの結論を何でそういうふうにかちつと出さないのですか。

それと、いま一つ、この問題、実は三月の入札の前に、二月の初旬にいろいろなペーパーが出ています。私はこれを示して、その示したペーパーが全く同じだつたわけですよ。だから、これは談合の疑いがありということで撤回した、私はそういうふうな認識しているのです。

ここにその国立病院部の報告書があるのですが、例えば直接国立病院部に内部告発があつたのが五つあるのです。そのうち、入札が済んでいるのが三件。三件については、対応状況は、事情聴取後、誓約書の提出、公正取引委員会への通報、これだけです。これは三件とも同じ。落札者については情報と同じ業者、これは三つともそうなんです。全部、私が示した資料も全く同じ。それから、内部告発者から出ている、厚生労働省が受けたものについても、これも全く同じ。

そうしたら、これは談合があつたというふうに見るのが至当じゃないですか。これを実は全く無視をするような形で、今部長がおっしゃるように排除できないということであれば、厚生労働省、国立病院部一緒になつてこの談合を幫助しているとか言いようがないじゃないですか。どうですか。

○河村政府参考人 先ほども言ひかけましたけれども、今回の十件の入札に参加しております業者、全業者七十社に及ばしたけれども、それについての詳細な調査を行つたわけでございす。そういう調査を行つた上で、それで談合の事実は確認できなかったということなわけでございます……（発言する者あり）確認できなかったということでございます。

○釘宮委員 どうも箇切れが悪いんですよ。要す

るに談合があつたのかどうかということについても、明快に答えない。それで、再入札。しかも、再入札をするときは同じメンバーである。そんなばかな話がありますか。私は、この問題については、極めて、厚生労働省、本気でこれを何とかしようという思いがありませんよ。

例えば、今回、入札制度の改革というのを公表しましたね。ここにあるんです、「今後の入札について」。

「混合入札の導入」。今まではJ・Vというものを対象にしていた。ジョイントベンチャーですね、共同企業体。それを、今回は単独企業も参加できるように混合入札を導入する。これは、あなた、メンバーをふやすことを想像させますけれども、要するに、カムフラージュにしか見えませんよ。今度新たに単独企業も入れますよ、それによってより競争者がふえましたよ、そういうふうには見えませんよ。

それから、「指名停止期間の延長」。今までは一年だったのを二年にする。今回は、談合はなかったということが前提ですから、こんなものは関係がない。

それから、「落札結果の公表」についても、予定価格をいまだに出してありません。「次回の予定価格を類推させるおそれがある」、こういうふうについているのです。同じメンバーで、しかも前回落札した業者がこれに参加するということになる、そこが一番有利になるじゃないですか。また同じことになるじゃないですか。

ですから、私は、厚生労働省は本気になつてやっているように見えない。特に、それなら、なぜ天下りの禁止をこの中に、項目に入れないんですか。大臣は天下り禁止を国会で答弁していますよ。何で入れないんですか。これは役所と大臣との意思の疎通が全然ないじゃないですか。

大臣、この点はどうなんですか。このいわゆる入札制度改革について、大臣はどういう認識を持っていますか。

○坂口国務大臣 先ほどの議論でございます

が、事実は確認できなかったけれども十分疑うに足る状況にある、こういうことだと私思いますが。したがって、十分に疑うだけの証拠があります以上それはもとに戻す、こういうことで戻したというふうに思います。

今までのところ、疑いがあるというだけではもとへ戻してはなかつたんですね。他の省庁のこともずっと全部聞いてみたんですけれども、いろいろの情報が回つたりして、いろいろのことがあつても、確認をしてそこが確認できなかったらそれはそのままに進行するというのが今までのつたわけですね。

しかし、そこは我々はいち切つてもとへ戻した。国がそういうことをやるのは初めてだということに思いますけれども、もとに戻しまして、それをして御破算にした。それで、もう一遍やり直をする。

やり直しをするに当たりましては、これは先ほど言いましたように、混合入札もありまされども、電子入札に切りかえる。そして、どなたが入札をしているかということをはからないようにするということをやりたい。

天下りでありまされども、私は、天下りにつきましては、やはり今まで関係しておった者がすぐそういうことを担当しておった企業の中に天下りすることは好ましいことでは決してない、それは省として慎むべきだ、そう思っております。

○釘宮委員 せっかく今回、厚生労働省、国立病院部において入札制度改革を公表したわけでしょう。その公表した中に、余り影響がないようなこととはほとんど羅列して、影響があることについては触れていない。今大臣も、それはやるべきだという話をしていますね。私は、これはぜひ盛り込むべきだと思いますよ。

それから、あわせて、私は、今大臣の答弁の中に重大な問題を含んでいると思うのです。要するに、今までだったらこれは再入札なんという話にはならないし、撤回なんかしない、それを今回決断したんだと。これは先ほどからも、客

観情勢から見て疑わしいということはもう厳然たる事実としてあるわけでしょう。そうすれば、疑わしいということではこれを再入札するということでは、次の再入札はやはり必ず条件が変わつてきてしかるべきでしょう。なぜこのまま前回と同じメンバーでやるんですか。しかも、前回の落札業者をあえて入れるんですか。

こういう答弁をしていますと、談合はなかつた、要するに厚生労働省は認めていないんだ、だから前回の落札業者は再入札にも当然参加してもらえるんだ、だから同じ結果になつたて全くおかしいことはないじゃないか、こういう話になるんですよ。

現に、業界においてそのような話も漏れ聞くんですよ、同じでいけど。厚生労働省、認めているんだから、これは別に談合だつたと言っていないんだから。こういうことまでなっている。

こういう状況で本当に八月十日やるんですか、もう一遍聞かせてください。

○河村政府参考人 談合の事実は確認できなかったということでございます。

同じような形で同じメンバーでやるのかという御質問でございますけれども、私も、今回の御質問を白紙に戻して再入札をいたすに当たしまして入札制度の改善をいたしたい。混合入札の導入につきましては、参加業者の数の拡大を図りたい、より競争性を高めたい。それからあと電子入札でございますけれども、やはり一層の透明性なりあるいは競争性を確保したい。それから、仮に談合を行つたと確認された場合には、入札参加業者のペナルティーというのを重くしたい、そういう形で新しい入札制度のもとで実施をしたいということでございます。

○釘宮委員 では、このままやるんですね。このままやるんですね。

○河村政府参考人 こういう入札制度の改善を前提にいたしまして、実施をいたしたいというふう

に思っております。

○釘宮委員 このままやるんですね。

私は、このままやって同じ結果が出たときは、これはどうするんですか。大臣、私は、どう考えても、今回は、それは法的には難しいかも知れぬ、しかし自主的に辞退してもらうとか、それぐらのことはやるべきだと思いますよ。今そうでなくたって、税金の使われ方、今委員長特権まで我々は投げ出してでもという議論を始めたところですよ。やはり、国民が見たときに疑惑があるというふうな状況の中でこれが再入札されるというのは、私は、坂口大臣はやるべきではないというふうに思いますか、どうですか。

○坂口国務大臣 先ほどのお話の中で、額は一緒というふうにおっしゃいましたが、額は変えるんですよ、これは、それぞれの。全部やり直して、額は変える。そして、入札をする人、それは前と同じではない、新しい人も当然その中に入るわけ、だれが入ってくるかはわからないようにして、それは変える。そこが今までのなにとは全く違つた形でやる、そこをやはり言わないと、いけないと思ふんですね。

○釘宮委員 談合のメカニズムというのがあるんですよ、そのメカニズムを壊さないことには同じ結果にしかならないというんですよ、私は。メカニズムがどういう状況になつていくか、これを全く問題にしないとすれば、私は坂口大臣らしくない。これは結果がどういふふうな形で出るか私は注視していますから、ぜひ今後ともこの問題、追及していきたいというふうに思います。

それから、あと時間が余りありませんから、一つ問題を変えてまいりたいと思います。実は、社会福祉法人健祥会と言われる施設が大変短期間の間に多くの施設をつくつたということで、この国会でも随分と問題になつておりますが、この問題についてちょっと伺いをしたいと思います。

老健局長見えていますね。この問題について、私は今までとちよつと違つた観点でお聞きしたいと思ふんですが、私はみづからが社会福祉法人を経営しております。私の法人は五十三年間か

て今五つの施設であります。この五つの施設をつくるためにも、社会福祉法人というのとはとも利益を生み出す団体じゃありませんから、これは借り入れを起す。当然施設では公的助成はありますよね、公的助成、四分の三あります、国と県。そうすると四分の一は自分で負担しなきゃならないということなんです。それは、利益がないのにもつてきて、この四分の一を返していかなきゃならない。これは医療事業団等から借りて返していかなきゃならない。

ここで、この法人がこの二十一年間に百数十億のいわゆる資産にまでなってきた、これは単純に計算して四分の一を自己負担したとすると、三十億を超えて用意しなきゃならないわけですね。これを単純に返済するとすると、年間やはり三億ぐらいを調達してこれを返していかなきゃならない。これはどう考えたって返せるといふ、この理事長さんは何か特別な事業が何かをやっているんですか。その辺の確認をどういふうにして、そして、これが妥当であるというふうにして今日まで厚生労働省がこの法人の建設を認めてきたのか、その辺のところをわかるように説明してください。

○堤政府参考人 今御指摘の徳島の社会福祉法人健祥会でございますけれども、先生お話しのように、施設を整備するときは四分の一の自己負担がある、そのうちの相当割合について社会福祉・医療事業団からの貸し付けがある、その残りは法人みずから負担をしなければいけぬ、こういう構造になっているわけでございます。

施設を整備するとき、まず法人みずから負担しなければいけない部分、借金できない部分ですね、これについて最近の資金計画を見てみますと、法人の保有資金、みずからの保有資金で賄っております。その法人保有資金は、実際には本部会計に繰り入れられた健祥会がやっております老人保健施設とか福祉の専門学校等の学校事業の剰余金を充てているように理解をされます。社会福祉・医療事業団から借りている、これはまた返し

ていかなきゃいけない、これもやはり、当該法人の資料を見ますと、そういう老人保健施設とかそういうところの剰余金で返済をしているようにございます。

○釘宮委員 これは、私も自分で施設をつくった経験がありますからその実体験から申し上げるんですが、県が当然、認可ですから、県が認可する際には必ず返済計画というのを相当厳しくチェックしますよね。それはそうですよ、その投資から利益を生み出すわけじゃないわけですからね。だから、どうしたって寄附金とかそういうのにしなきゃならない、だから役員が保証人になったりするわけですよ。しかし、どう考えたって、二十一年間で三十億、四十億という自己資金を用意して、それをまた返していくことというのは、これはどうも考えにくいし、また、それをなぜ県がこういう形で次々に認可をしていったかというのは不思議でならない。

これは、仄聞するところによると、県に対してはこの理事長さんが、厚生省がいいと言っているんだ、こういうふうになっているというふうにも聞いているんですよ。だから、そういう、厚生省がいいと言ったというような事実というのはあるんですか。

○堤政府参考人 今先生御指摘のようなお話は、齋藤勤先生の方からも全く同じようなお話がございました。県の方には、具体的に御指摘の事実があったかどうか、今、公文書でもって、調査をして今月中に返事をよこせということで行っております。

私どもの厚生省の担当者、担当課長あるいは担当の補佐等ずっと歴代調べてみましたけれども、そういうふうには私どもの方がいいと言ったという事実はございませんでした。

○釘宮委員 時間が参りましたから、この問題、私はどう考えても不自然だと思ふんですね。不自然ですよ。こんなわずかの期間に、しかも、県がその年に計画した整備計画の中の半分以上がその特定の法人に行く。今そうでなくたって、いろいろ

ろな人たちがこの施設に参画したい、参入したいという思いを持っていますよ。ですから、逆に言えば、県あたりはその調整に本当に今苦勞している。にもかかわらず、なぜこういう事態が起こってきたのか。

しかも、私はどう考えたって、今どき三億、四億の借金を返すための利益を出せるような、そういう状況というのはなかなかやはり難しいだろうというふうにも思いますし、そういう、ある意味では、公平公正な立場から我々が考えたときに、この問題は非常に問題があるというふうにも思っていますから、これは厚生労働省としても、きちっとした、しかるべき調査をやはりすべきだ、内部監査等もやるべきだというふうに私は思います。

そのことを申し上げて私の質問を終わります。どうもありがとうございます。

○森委員 次は、鍵田節哉君。

○鍵田委員 民主党の鍵田でございます。

本日は、佐世保重工業の助成金詐欺事件と、さらに、本日議題になりますホームレス自立支援法につきまして質問をさせていただきますというふうに思います。

昨年の今ごろはたしかKSD問題を取り上げて活動をしておりましたが、ことはSSK問題を取り上げなくてはならないという、非常に残念な、同じような何かローマ字が三つ並ぶんですが、そういう事件を取り上げなくてはならないというのは非常に残念でございます。

まして、大変厳しい雇用環境の中で、自己の能力を向上させ、そして生涯の職業生活を充実させていく、さらには中高年者の雇用の安定のために助成をされる、そういうふうな制度を、企業ぐるみで悪用するといふ、大変悲しい、また怒りを覚える、そういう詐欺事件でございます。これらが県当局や厚生労働省の調査によって判明したのであれば、マスコミの報道から発覚をして、非常にそれが明るくなってきたということに、非常にこれは問題があるのではないかとこのように思っています。

そこで、これらの問題につきまして、若干、事実関係をお聞きしたいというふうに思います。

まず、中高年労働移動支援特別助成金制度というのについてお尋ねをいたしますけれども、この助成金制度というのは、どういう目的で、いつできて、そしていつまで続いたのか。また、この制度は、だれが企画をして、そして予算化をし、この施策を進めたのかということ。さらには、この企業の従業員は当時何人で、そして何人が出向をしたのか、またその期間はどの程度であったのかということについて、まとめてお答えをいただきたいと思っております。

○澤田政府参考人 まず、中高年労働移動支援特別助成金の趣旨、目的でございますが、この助成金制度は、平成十年の秋から冬にかけて、失業率が四パーセントに乗って、有効求人倍率〇・五倍を切るというような、大変厳しい雇用失業情勢でございました。そういう中で雇用の維持が困難な企業がふえまして、特に中高年労働者につきましては、一たん離職すると再就職が難しいという状況にございましたので、平成十年度の補正予算で、臨時緊急の措置として創設されたものであります。具体的には、四十五歳以上六十歳未満の中高年労働者を失業を経ることなく受け入れた事業主に對しまして、賃金及び教育訓練に係ります費用の助成を行うということでございます。

この助成金制度は、平成十一年一月から同年の七月まで実施されました。その後は、四十五歳以上という年齢要件の撤廃等々を加えまして、人材移動特別助成金というものに拡充され、その制度が平成十三年三月末まで実施されたということでございます。

この制度を創設した経緯でございますが、平成十年の十一月に政府として緊急経済対策を策定いたしました。その中の雇用部分でございます雇用活性化総合プランという中にこの助成金が盛り込まれました。その後、関係審議会の諮問、答申という手続を経て、関係の省令案が平成十年十二月に公布され、十一年一月一日から施行されたというこ

とで、これは当時の厳しい雇用失業情勢に対応するために純粋に政策的必要性に基づいて企画立案されたものでございます。

この助成金を利用した当時の佐世保重工業の従業員数でございますが、佐世保重工業から出向計画が出てまいりました平成十一年の四月―六月当時、同社から添付されました資料の中で、在籍従業員者、平成十一年五月一日現在、千六百五人という資料がございます。千六百五人のうち、同社から出向計画が提出され、審査の結果、具体的に助成金の受給資格決定を受けた者は、八百八十一人ということでございます。

○鍵田委員 この助成金を受けられた企業のリストをいただきました。これによりますと、平成十一年度につきましては上位の一、二番目を含めまして二十社中の七社、十二年度については上位十社すべてが、また十三年度につきましては助成金総額の七割を長崎県の事業所が占めておるわけでございますけれども、このほとんどが佐世保重工業関係というふうに推測をされるわけでございます。

ずば抜けて助成金の給付が突出していると常識的にも判断できるわけでございますが、その辺については、そういう認識は当時からあったのかどうか。どうも、そういうことからいたしますと、何か意図的にこの企業に多くの助成金が流れるように設計をされたのではないかとするような節があるわけでございますけれども。

事業総額として、百五十四億三千万ほどでやられておるわけですが、三年間で。そのうちの、佐世保重工に十七億二千二百万ということですから、一企業に一〇%を超え、一一%を超えていますか、というぐらゐの助成がされておるといふのは、これは異常ではないかというふうに認識されるわけでございますが、それらにつきましてもはどのようにお考えでしょうか。

○澤田政府参考人 お答えする前に、先ほどの答弁で佐世保重工業から出向計画が提出されたのは十一年の四月から六月と申し上げましたが、五

月、六月の誤りでございますので、訂正させていただきます。

五月、六月当時、先ほど申しましたように、雇用情勢が非常に厳しい、また造船業が国内外での競争が非常に厳しかったという背景、事情があります。そうした中で、佐世保重工業から千名を超える出向計画が当時の長崎雇用促進センターに提出されたものでございますが、支給要件にもございますように、同社の出向計画提出時直近三カ月の生産高が対前年比三割減であった、大変な落ち込みであった。そして、当時の造船業をめぐる環境、一般的な雇用情勢を考慮すれば、その後の厳しい状況も佐世保重工業においては見込まれるというようなことを総合判断して、同センターで受理をしたものと考えております。

そして、受理をした後の審査につきましては、先ほど申しましたように、厳正に審査をいたしまして、千人を超える申請者のうち、要件に合わない者、約四分の一、三百名強、これにつきましては支給対象から厳格に外すということを行った審査経緯を見ましても、同社に対する助成金の支給が特段の意図のもとに行われたということはないものと考えております。

○鍵田委員 それでは再度お聞きしますが、他の造船業においてどのような助成の状態であったのかということでございます。そのことについてはいかがでしょうか。

○澤田政府参考人 この助成金を使用した事業所を業種で申しますと、鉄鋼業におきまして一億円程度の支給を決定した事業所もございまして、造船業という形で見ますと、佐世保の下請関連企業が突出しておるといふことは事実でございます。

○鍵田委員 金額的に見ましても、規模的に見ましても、非常に突出しているというふうに思いますが、それから、他の造船業ではそういうのは余りなかったということでございますから、やはり異常であつたということとは認識をされておったんじゃないかというふうに私は考えられると思いますが、若干その辺では認識が違うのかなというふ

うに思います。

そこで、きょうはそんなに深く突っ込んで質問をする時間がないんですが、この助成を受ける要件というものが幾つかあるわけですが、労働組合があつて、その労働組合との書面による協定というものがあつて、その協定に基づいて出向を行うということでありまして、この労働組合のチェックがきいていたのか、きいていなかったのか。

実は、この企業というのは、再建屋と言われた坪内さんが入つて、そして労使関係の民主化闘争ということで大変な争議があつたところでございまして、その坪内イズムを受け継いだ社長さんがこの事件を起こしておるわけでございます。労働組合などにつきましては余り重視をしない、そういう経営者であつたために、労働組合のチェックが十分働かなかつたのではないかとこのように推察もされるわけでございますが、それらにつきましてはいかがでしょうか。

〔委員長退席、野田(聖)委員長代理着席〕

○澤田政府参考人 この助成金の支給要件の一つに、労働組合等との間で書面による協定を締結することというのがございます。本件につきましては、平成十一年五月、六月に会社側から出向計画が提出されておりますが、そこには、佐世保重工業と同社の労働組合との出向協定が適正に締結され、添付されておりました。

また、この助成金は事後払いでございますので、計画段階でチェックすると同時に、実際の支給段階で、実際出向が適正に行われたかということもチェックする仕組みでございますが、その場合にも、使用者側からの書類、それから労働組合からもそれについてのいわば適正であるという旨の証明をした書類、いずれも出ておりまして、審査書類上は、使用者と労働者との間で適正に手続がなされ、実行されたものと判断したということとは間違いございません。

○鍵田委員 書類審査によつてということのよう

を出しておるのに書類だけで審査というのはいかがなものかというふうに思うわけでございますが、その辺が、公金を扱つておるといふ厚生労働省としてのこの取り扱いについての認識が非常に甘いではないかというふうにとらざるを得ないわけでございます。

そこで、この要件の、もう一つの条件についてお聞きをしたいと思ひます。

出向等を行った事業主と密接な関係にある事業主でないことということが支給要件になっておるわけでございます。

以前にも造船不況がありまして、造船業から自動車産業などに大量の出向をされたり、また鉄鋼産業からも電機産業や自動車産業に出向されたというふうな例がございます。これらは、先ほど申しました、出向などを行った事業主と密接な関係にある事業主でないことという要件に当てはまると思ふんですが、今回の場合は、親企業から、本来運命共同体と言つても言い過ぎではない下請企業に大量に出向したことになるわけでございます。それも、同じ工場内、同じ敷地内で仕事をしておるといふことでございまして、資本の関係がないとかというふうなことだけで先ほど言つた支給要件はちゃんと満たしておるといふふうに受け取られたということなのではないか。その辺の経緯についてお答えをいただきたいと思ひます。

○澤田政府参考人 御指摘のように、支給要件の一つでございます。受け入れ事業主が送り出し事業主と組織的に密接な関係がないことという点につきましては、判断基準というものを別途詳細に決めておりまして、そこでは、出向元企業と出向先企業の関係におきまして、資本金五〇%の出資がある場合は要件外、あるいは代表者が同一である場合も要件外、それから、両方の会社の取締役を兼務する者が一方で過半数いる場合、これも要件に外れるというふうなことで審査いたしました。本件につきましては、いわば下請の独立性があるということに対象にしたものであります。

他方、親会社と関連の下請が取引関係にあるというところにつきましては、今申しましたように、代表者が同一だとか、取締役がお互い半数を兼ねているとかいうことがない限りは、まさに当該下請企業が主體的に外向で来た従業員に対して指揮命令を行い、業務を遂行している限り、外向元企業から当該下請企業への労働移動が行われたものとみなすことができるという考え方から、助成金の対象からは排除しないという考え方で整理しているところでございます。

○鍵田委員 マスコミの報道などによりまして、下請というものは非常に弱い立場にあるわけでありまして、そこへ出向者を押しつけて、そして架空の仕事の発注などによって、そしてまたその資金を回収するというふうなことがやられたというふうな報道されているわけでございます。これらにつきましては、今後、もちろん警察当局でも事実関係を調べられるというふうに思っておりますけれども、それらの捜査の状況を踏まえて、適切な対応をされるように要望したいと思っております。きょうは、質問はこの程度にしたいと思っております。

次に、生涯能力開発給付金につきまして、若干いきさつについてお聞きをしたいと思っております。七月三日の朝日新聞の報道によりますと、平成十一年ですが、この計画の提出期限というのが六月末だったのが、期限が切れておるということで、七月に提出をしましたときに受け付けなかったというところでございますが、その翌十六日に、KSD事件で逮捕されている小山元参議院議員の事務所から、これを受け付けてくださいという申し入れがあった。しかし、県の方は、それでもなおかつ断られたというところでございます。しかし、当時の労働省の方から、SSKは人数も多くて地域に与える影響も大きいから七月二日付で受け付けてくださいという連絡があった、そして県もそれに従ったということが報道されておるわけでございます。

このような指示をどなたがどのような経緯で長

崎県にされたのか、その事実関係についてお聞きをしたいと思っております。

○酒井政府参考人 私どもの把握しておりますところでは、これは県からの問い合わせがありまして回答したといったところでございまして、国からいわば率先して連絡をしたということではないものであると理解をしております。

今、先生がおっしゃいましたように、七月十五日に県の方では一たん断つて、七月十六日に御指摘のような要望が議員秘書からあったとのことでございまして、十九日に私どもの方に、締め切りとの関係で受け付けていかどうか、こういう問い合わせがあったというところでございまして、これは当時の担当室でございまして、その際、計画届自体は、訓練が計画的に行われるのかどうかということを確認するものでございまして、で、先生御案内かと思いますが、支給決定は翌年、給付があったから行うものでございまして、それが六月末というふうになっておるという点につきましては、私どもからは、原則として六月末までに仕切りなさい、こういう通達がございますけれども、それは原則としてということで、いろいろ事情を勘案して対応し得るものであるし、実際に、本ケースの場合には多数の訓練計画を予定しているといったようなこともございましたので、これにつきましては受理して差し支えないではないかというふうなことをお答えしたということでございます。

七月二日という先生御指摘もございましたけれども、特段そんなことで、私どもとしては、何日にしなさいということとは必ずしも要件でございませぬので、そのようなことを申し上げたという記憶はないようでございます。いずれにいたしましても、これは当時の民間訓練推進室というところからで、そういう回答をさせていたのだというふうな経緯であるというふうな理解しております。

○鍵田委員 この事業も、事業総額は百七十六億円というふうな聞いておりますが、約四万社に給

付されているということでありまして、一社当たりになりますと四十四万円ぐらいになるんだというふうな思っています。これは私が計算をしましたので。

そうしますと、佐世保重工に給付をされたのは三・八億円、三億八千万でございますから、これも他の給付先から見ますと断トツに大きい。その他のところではせいぜい五千万か、多いところでも、上位二十社出していたいたのですが、五千万とか六千万ぐらいが上位の二位、三位になっておるんですが、そういうことから見ますと、これも大変な金額である。そして、その金額が全く架空の計画に基づいてされておった。

そのことが、実は県が二度にわたって調査をしたというふうな聞いておるんですが、その調査につきましては、何か、日にちを指定して、いついつ行こうかということ調査に入られたということでありまして、それで何もわからなかった。マスコミの報道によりまして事実がだんだん明るみになり、企業の方が記者会見をして初めて事実を認めたということでありまして、これは、マスコミが報道しなかつたらそのままやむやみになっておったということではないかというふうに思うわけでございます。

そういう意味では、厚生労働省としては、先ほども申し上げた、公金を扱っておるということの責任の重大性、そういうものに対しての認識が非常に甘いのではないかと。そして、この受給要件、こういうものについても、何か、企業側に、ちよつと何とか余分に引き出してやろうとかいうようなことの誘惑に駆られるような、そういう条件になっておるんじゃないかというふうにも思うわけでございます。

これだけの多額の金額を受給するわけでございますから、それであるならもう少し、調査をするときにも、公金を扱っているんだという観点からいくならば、突然行つて、それでも調べられないことはないわけでありまして、ある程度の調査をして、そして、そういう事件があったとするな

ら、みずからその調査ができるような状況でないとい、マスコミの報道によつて初めて事件が発覚するといふふうなことで責任を果たしたことにならないと思ひます。

これらにつきまして、ちよつと大臣の方から、どのようなお考えで、これから捜査が進んでいくと思ひますので、それらに従つてどのような対応をされようとするのか、まとめてお答えをいただければありがたいと思ひます。

○坂口国務大臣 佐世保重工の件につきましては、まことに残念な事件だといふふうに思ひます。

今まで、大きいところは、どちらかといえば中もきちんとしているから大丈夫で、むしろ、小さいところは人手もないし、なかなか法律も十分に理解されていないから、よく見てやれというようなことであつたわけですけれども、最近、大きいところが次から次へといろいろの問題を起している。佐世保重工工業の件もそうですし、これは内容は違ひますけれども、雪印がいろいろのことがありまして、大きいところの問題が出てきている。大変残念なことだといふふうに思ひます。

今後のことにつきましては、これは、ただ単に書類だけを出してもらつて書類を選考してというだけではいけませんから、書類だけではなくて実態の調査をちゃんとやはり行つて、そして決めるべきものは決めるということにしていかなければならないといふふうに思ひます。

過去の問題につきましては、助成金の返還命令を行いますとか、あるいはまた警察当局への告訴を行うといったようなことは、これは厳正に行わなければならぬといふふうに思ひますから、事実が判明すれば直ちにそういうふうなことをいふふうに思ひます。

過去の問題につきましては、チェックが十分でなかつたという面もあるかと思ひますから、もう一度チェックし直すべきところは直していきたいといふふうに思ひます。

す。

○鍵田委員 時間がございませんので本日のところはこの程度にさせていただきます、後ほどまた大島議員がもう少し具体的にお聞きをしたいと思いますので、もう時間が二十分もないくらいになりましたので、若干お聞きをしたいと思います。

本日の委員会ではこのホームレス問題がようやく成立の運びになったことにつきまして、関係の皆さん、大変御努力をいただきまして、ようやくここまでこぎつけさせていただきました。そのことについて厚くお礼を申し上げたいというふうに思っております。

私自身、大阪の出身として、大阪の地域でホームレス問題をずっと見てまいりまして、何とか一日も早い解決をということで、行政の方から特別立法というふうなことをずっと前から言われておったわけですが、なかなか動く気配がなかったのが今日になってようやくという運びになったことを、ともに喜び合いたいというふうに思っております。

ホームレスのあるこういう状態はやはり一日も早く解消しなくてはならないわけですが、バブル崩壊後、こういう現象が大変ふえてまいりましたし、また、平成八年ぐらいから急激にブルーテントが公園とか河川敷などでふえ出したというふうにも私も認識をしておるわけですが、

そして、そういう中において、昨年開かれまして国連の社会人権規約委員会におきまして、総括所見の中で、日本がホームレス問題と取り組むための包括的な計画を定めていないというふうな指摘をされているというのを聞いております。また、同委員会の提案や勧告としまして、ホームレスの人々に対して十分な生活水準を確保するべきであるというふうな指摘をされております。

また、ホームレスの自立支援問題は、社会的に排除された人々の市民権を回復し、再び社会に参入することができるようになるという観点から、

憲法第十一条及び第二十五条に係る明白な人権問題でございます。もうずっとマスコミなどで報道されておりますけれども、若者がゲーム感覚でホームレスに危害を加えるというふうな事件もたくさん報道されておる、こういうふうな状況でございます。

これらにつきまして、人権問題には大変熱心に取り組んでいただいている大臣として、現状についてどのようにお考えになっているか、若干御見解をいただければというふうに思います。

○坂口国務大臣 議員が前国会から大変熱心に取り組みをいただいております、感謝申し上げます。たいというふうに思います。

御指摘のように、平成八年ぐらいから非常に急激に伸びてきている。この問題は社会的な要因も複

雑に絡み合っていることは否めないというふうに思います。

全体をつまびらかに調査がまだできていないわけではございませんけれども、東京都が調査をやっておりますが、それを拝見いたしますと、やはり雇用状況が悪くなつて、そして中高年で過去に日雇いをしておみえになった方が非常に多いということが報告されている。大体そういう方が七割くらいお見えになるというところがございますので、やはりそういうところをこれから、予防的措置と申しますか、ふえていかなないように気を付けていかなければならないのではないかと。また、現在ホームレスに既になつておみえになります皆さん方に対します対応も、その辺のところも注意しなさいいけないのではないかとこのように思っている次第でございます。

それから国連の方も、いわゆる人権規約委員会におきまして、計画の策定でありますとか、あるいはまた調査の実施というのを言っているわけでございます。今回、この法律を成立させていただければ、その中にも、計画の策定、調査の実施というのを盛り込んでいただいております。

し、早急にここは行いまして、そしてこれに対応

をしたいというふうに思う次第でございます。それからもう一つは、生活保護の問題にお触れをいただきましたでしょうか。

生活保護の問題も、これも一般の方の生活保護と同様に厳しくやりますと、なかなかお受けいただく方がないということになります。例えばお若い皆さん方で、若いと申しますか六十五歳未満の方で、そして働く能力があるということになると、いや、働いてくださいというふうなことになるんだらうというふうに思いますが、そこは一般の方々と同じようにはなかなかないんだらう。そこができなかったという理由があるわけでございますから、そこは十分に検討の項目に入れないかなければならないんだらうというふうに思っております。

さて、ホームレスの人は全部生活保護にというわけにもなかなかないというふうに思うんですが、しかし、余りここに一般の方と同じような尺度でいっても、このホームレスの問題が解決できないというところは、それは御指摘のとおりだということに私も思っております。

〔野田聖委員長代理退席、委員長着席〕

○鍵田委員 ありがとうございます。

法案の中には、ホームレス対策の施策に留意しつつという言葉を入れながら、公共施設の適切な管理が損なわれようとする場合に、適切な措置をとることとされております。これは地方の行政などの強い要請もあつて、与野党で現行の法令の範囲内という条件をつけてこうしておるのです

が、万一、これが強制的な排除につながるというふうなことになるかもしれません。この方々はどこへ行つたらいいんでしょうか。これらについて、ひとつ厚生労働省としての見解をお聞きしたい。

それから、続いてちょっと幾つか一緒に質問をさせていただきます。公共用地から立ち退きを実施してもホームレス問題の解決にならないというところは明々白々でございます。では、そのイタチごっこを、公共の用地から公共の用地へもし移動したってこれはイタチごっこになるわけ

でありまして、これらの問題を解決するためにはどういった施策があるかということ。

既に私も、従前から関心がありましたから、外国のホームレス問題についても、自分でも見学に行ったり、さらにはたくさん文献なども調べておりましたが、米国や英国、さらにはドイツ、フランスというふうなところでもいろいろ施策が実施されてきて、非常に実績を上げておるというふう聞いております。そういう中で、日本としてはどういった政策が有効であるというふうにお考えなのか、お聞きをしたいと思います。

○眞野政府参考人 適切な措置の後かどうかということでございますが、厚生労働省といたしましては、ホームレス自立支援センターまたはシェルター、そういうようなところで、いわば一時、ワークションそういうところでそういう方々をお受け入れて、そこで自立のための指導なり自己管理というふうな経験をさせていただいた後、適切な場所へ移っていただく。そのためには、なかなか昨今の雇用情勢でございますので難しい面がございますけれども、専門の職業相談員による職業紹介その他によりまして、できるだけ自立が図れるようにしたいというふうに考えております。

また、実際、高齢または健康上の理由ということで自立といいますか就労が難しいというふうな方々に関しましては、福祉事務所等と連携をいたしまして、施設への入所または生活保護の適用というふうなことで、やはり個々のホームレスの方々の状況に対応した処方せんを一人一人書いていくということであろうというふうに思っております。

○鍵田委員 今までも、既に関係省庁が省庁横断的に、また地方の行政も一緒になって、ホームレス問題連絡協議会をつくつていろいろな施策を進めていただいております。先ほど大臣の方からお答えがございましたけれども、法律に基づいて施策を進めるのと法律がないところで進めるのでは随分違つてくるというふうなお答えをいただいております。

第一類第七号 厚生労働委員会議録第二十五号 平成十四年七月十七日

いますけれども、この法律に基づいて一日も早くこういう問題が解決をする、こういうことが大切なのではないか。したがって、時限立法で、本当はもっと短い時限で解決をするということが、この法案はもうなくしてもいいよという状況を一日も早くつくるのが大切なのではないかというふうに思います。

そういう意味で、ぜひともこの法律に基づいて予算の方もひとつとつたりとついでにいただいて、それらの施策を進めていただくということについて、その御覚悟といえますか、決意をお聞かせしたいなというふうに思います。

さらには、生活保護の問題につきまして、大臣の方からも既にお答えをいただきましたけれども、一般の方々の生活保護と違って、こういう方々につきましてはやはり特別の運用が必要なのではないかというふうに思っておりますが、従来から、各地域によりまして、ホームレスの皆さんへの生活保護の給付の仕方が非常に温度差がある。運用の仕方が、やはり地方自治体に任ざれておるわけですから、そういう面で非常に違いがあつて、援護局の方にもっと統一的な給付をしてほしいというふうなことで要望がありました。

それらにつきましては、何か、ちゃんと指示をしておるといふふうにお答えをいただいで、ではどういふ指示をしているんだということでお聞きしたら、全国から担当者を集まっていたでいて口頭で指示をしましたという話があつたり、それで十分徹底していなかったら、その次はもっと徹底してほしいと言つたら、いや、文書でやりましたということなんですが、実はそれが十分実際にはそういうふうになつておらない。

実態調査をちゃんとして、統一的にそういうことをやってもらいたいということで、強い要望をしたりしてまいつておるわけでございますが、今日現在で、そういうものがちゃんと統一的な運用になつておらないということも聞いておりまして、それらにつきまして、適切な生活保護の運用をするということにつきまして、援護局長の方か

らもお答えをいただければというふうに思っています。

○眞野政府参考人 ホームレス対策の予算につきまして、大臣の御支援も得て頑張りたいと思つておりますので、どうぞよろしく願ひします。

また、生活保護の点につきましては、先ほど大臣からもお答え申し上げましたが、私どもも、従来、口頭であつたり、文書も余り細部までないというふうなこともございまして、ことしの三月の主管課長会議の資料として「ホームレスに対する基本的な生活保護の適用について」、いわば基本的な考え方並びに実際の適用の方法まで説明をいたしております。

ワーカーも一万人以上いるという大変大きな仕掛けでもございまして、私どもの指導が実際のワーカーまで到達するというときに若干のタイムラグがあるのかもしれないが、私どもとしてはそういうふうな努力を行つておりまして、基本的な考え方が末端のワーカーまで徹底できるように周知をしたいというふうに思つております。

○鍵田委員 ぜひともよろしく願ひ申し上げたいと思います。

あと時間が二分ぐらいでございますので、二問お願ひをしたいと思います。

一つは、諸外国におきまして、ボランティアの方々、NPOの方々が非常にこのホームレス問題にかかわつて熱心に運動をされておる実態を見させていただいておりますが、日本では、特に地方の行政で、ボランティアとかNPOの皆さんとは、どちらかという対立的になつておるといふような状況が多く見られます。いろいろ要請がありますから、強く行政に対して要請をする。それがどうも煩わしいということ、どうもそういう人々を排除しようというふうな動きもあるように見受けられるわけでございます。しかし、やはりこのホームレス問題というのは、本当に熱心なボランティアの方々やNPOの皆さんの活用があつてこそ初めて成果が上がるんだというふうに思います。そういう意味で、この

皆さんとの連携というものをぜひともしっかり取り組んでいただきたい。それらについての何かコメントがあれば、願ひをしたいと思います。

それからもう一問は、実は弁護士さんといふお話をしております、ホームレスの皆さんといふのは最近はいろいろな人が出てきて、多重債務者もたくさんおられる。そのために、居住の場所を明確にしますとすぐ取り立てに来るといふようなことで、居住の場所を明らかにできない。そのために、生活保護も受けられないし、就職もできないというふうな問題がある。したがって、そういう人たちの処理をするためには自己破産などの司法的な解決をしなくてはならないというふうなことになるんですが、その裁判をする費用、訴訟の費用が、その人には負担能力がない。といつて、弁護士さんなどでもいろいろ支援の方法を考えているようですが、十分な資金がない。

したがって、これから取り組まれる施策の中にそのこともぜひとも考えていただきたいという要望を受けましたので、その点についての二点、お答えをいただいで、終わりたいと思います。

○眞野政府参考人 現在におきまして、先生、なかなか地元では協調関係がないケースが多いという御指摘をいただきましたが、私どもの聞いている限りでも、社会福祉法人、NPO、ボランティア等で非常に民間団体の御協力をいただいている、実際に協調してやっておられるケースもある。なかなか一概に全部うまくいっているということではございませんが、そういうケースもあるということも十分承知をいたしております。今後とも、これらの民間団体との連携を強めてまいりたいというふうに考えております。

それから、先ほどの多重債務者のお話でございますが、これにつきましても、私ども、日本弁護士会等ともお話をいたしまして、例えば自己破産の場合にどういふ方法が考えられるか、そういう問題につきましても議論をし、できれば福祉事務所と弁護士会との連携というふうなことが効果的に行けるといふようなこともぜひ模索をしたいと

いうふうな思つておりますので、これにつきましてはぜひ検討したいというふうに思つております。

○鍵田委員 では最後に、この問題にかかわつていただきました多くの皆さんに感謝を申し上げて、質問を終わります。ありがとうございます。

○森委員長 次に、大島敦君。

○大島(敦)委員 鍵田委員に引き続き、SSK、佐世保重工の今回の助成金の不正受給の問題について質問させていただきます。

まず、厚生労働省が今回の佐世保重工の助成金不正受給の問題について知つたのはいつでしょうか。

○酒井政府参考人 生涯能力開発給付金についての不正受給があつたと三月十日に報道がありまして、それにより知つた次第でございます。

○大島(敦)委員 次に、当委員会でも小沢委員が今回のこの不正受給の問題について質問されておると思ひますけれども、いつ質問されたでしょうか。

○酒井政府参考人 大変恐縮でございます。能力開発関係の給付金について、小沢先生から御質問を受けてはいたつたんですが、ないかと思ひます。(発言する者あり)

○大島(敦)委員 今回のこの事件については厚生労働省としても非常に根深い問題だと考えておられて、先ほどの鍵田委員の方から指摘ありまして、先方について、千分の三・五、各小さな会社も大きな会社もお支払いしているわけなんです。この五千億円の使い方について、今回のこの助成金の不正受給についてしっかりとした態度を示さなければ、この五千億円は非常にルーズな使い方をしていると思ひますし、経営者あるいは会社側から見れば、もうこの千分の三・五は納めるのはよそうという気持ちになつて当然だと思ひます。そして今回、小沢委員の国会での質問というのは四月の十七日に当委員会ですでております。当

時、澤田政府参考人は小沢委員の質問に答えて一つ約束をされているんですけども、どういう約束をされておりますでしょうか。

○澤田政府参考人 私が記憶しておりますのは、SSKの問題での小沢委員の質問ではないように思いますが、雇用保険の問題で御質問いただいた、そこにおきまして、まさに新聞報道で雇用保険の保険料の引き上げ問題がある点についてたしか御質問いただいたような気がしております、そのときには、三事業含めてトータルの雇用保険の支出が適正であり、また、現在、将来の支出として適当であるかというふうなことを十分議論する必要があります、その上で料率問題は考えるということとを答弁したように記憶しておりますが、もし違っていれば大変申しわけないと思いますが、以上でございます。

○大島(教)委員 私は、今回のこの質問に関しまして、普通の仕事であれば過去のこの委員会の議事録というのは読まれているのが当然だと思います、事前通告はしておりません。

今、国会のインターネットのホームページで、例えば今回の佐世保重工というキーワードを入ると、それに関する議事録はすべて瞬時に出てくるシステムがありまして、今回の私が四十分間質問するというのに対して、ここまで事前に準備をされているというのには、当厚生労働委員会に対する怠慢だと僕は思うんですけども、いかがお考えでしょうか。

○酒井政府参考人 若干、先ほどの補足も含めて、現在、先ほど先生がおっしゃった生涯能力開発給付金、県当局に実施事務をやっていたいただいて、いわゆる機関委任事務という形でやっていた事務でございまして、先生がおっしゃるよう到大変大事な財源をもとにやっておりますので、私も十分こういう経験を生かして、反省の上に立ってやっていきたいと思っておりますところでございます。

生涯能力開発給付金、ちよっと長くなると恐縮なんですけれども、現在はいくつという給付金はある

う改めまして、これに対する指導方を徹底していくというようなことで、先生御指摘の、負担をさせていただいている事業主さん、各方面の皆様に対してきちんとそういう姿勢を示していくということとで取り組んでいきたいというふうに事務方として思っている次第でございます。

○大島(教)委員 小沢委員の四月十七日の質問に澤田政府参考人はどのように答えております。

そして現在、本助成金を使っているのは出向した下請関連会社十九社、八百八十一人のうち、二十一人を除いた残りの人全員について、不正受給の有無、その実態についての事実確認を行っております。一月ほどの間に個々の聞き取り調査を終わって結果をまとめたいと思っております。その中で不正が確認された場合には、警察とも連携しながら、厳格に対処してまいり所存であります。

ということで、四月十七日の時点で、一カ月間の期間を区切って調査を報告するという答弁を澤田政府参考人はしてございまして、現状がどうなっているのか、お答えいただければありがたいと思っております。

○澤田政府参考人 今、大島委員が私の議事録を引用されているのを聞きました、大変申しわけなく思います。私も、確かにそういう答弁したことを明確に思い出しました。その点、小沢先生にはいろいろな質問をいただいておりますので、ちよっと見当違いなことを申し上げまして、大変申しわけございません。

それで、本件の調査につきましては、四月の当委員会では御答弁を申し上げたとおり、その後、出向の対象者になった方で現在把握できる方につきまして、個人に対するヒアリング、アンケート調査を行いました。その結果、五月上旬に雇用・能力開発機構センターと私どもの方でまとめまして整理いたしました。

その結果は、現在、長崎県警の方から捜査協力の要請を受けてまして、そちらへ提供いたしておりますので、この場で詳細にわたって申し上げるこ

とは難しいと思いますが、概要だけ申し上げますと、労働者の方々にお聞きしたところ、出向の実態がなかったように思うというふうな発言された方もおられます。ただし、そうした方々も、ではいつであったかとかいうことになりまして、かなり記憶があいまいで、資料的に確実に実態がなかったというところまでは解明できなかった部分がございます。ですが、疑わしいというケースが幾つかあったということだけは申し上げることができそうです。

○大島(教)委員 それでは、先ほどの鍵田委員の質問の確認なんですけれども、今回の中高年労働移動支援特別助成金の申請があったときの従業員数について、もう一度御答弁をお願いします。

○澤田政府参考人 佐世保重工業から出向計画の申請がありました平成十一年五月の時点の添付資料によりますと、五月一日現在、千六百五十五名が佐世保重工業にいる従業員ということになっております。

○大島(教)委員 佐世保重工の財務諸表をとりまして、この従業員の数の推移について若干目を通していただきたいと思います。

当時平成十一年の話でございまして、例えば四年前の平成七年のときの従業員数は一千九百九十八人です、大体二千ぐらいです。平成十一年の三月のときの従業員数は一千二百四十九人ですから、四年間に大体七百五十名ぐらい減っているわけですね。よく覚えてください。平成十一年の三月が一千二百四十九名。そして、申請がありましたのが五月、六月という御答弁が先ほどございました。そうすると、一年たつてみて、平成十二年の三月末日の従業員数はどのくらいになっているかというと、先ほどの、三月末で一千二百四十九人だったのが、五月になると一千六百五十五名ですか、四百人ぐらいいふえているわけですよ。

これ、どうしてふえたのか。もしも御想像できるようでしたら教えていただけたらありがたいんですけども。

○澤田政府参考人 この特別助成金の支給要件の

中で、送出元の事業所で一年以上雇用されていたことというのがございます。佐世保重工業から申請が出た十一年五月の時点、私、先ほど千六百五十五名と申し上げましたが、今、大島委員御指摘の、平成十二年三月で一年前の十一年三月に比べて四百四十名ふえておるといふ点につきましては、私どものこの五月の千六百五十五名の関係で申し上げます、申請時点で一年以上佐世保重工業にいた人というのになりますので、この間のふえた方は、逆に言えば十六年五月以降にふえた方ということとで整合的に説明がつくのではないかと、こう思います。

○大島(教)委員 今の御答弁はちよっと私、よくわかりづらかったんですけども、平成十一年の三月三十一日で大体一千二百五十名だったものが、二カ月たつてしまつて四百人ふえているということ。先ほどおっしゃってました造船不況だということ、三割受注が減っているというお話がございました。非常に奇異な感じがするんですけど、これは、同じ敷地内にある下請の会社の従業員の方を四百人、下請の会社から雇い入れた、あるいはSSK、佐世保重工の社員として雇入れたということが言えるのかなと、これは推測なんですけれども、推測できるわけですか。

そうしますと、今回のこの中高年労働移動支援特別助成金にしまして、申請した全員が認められたかどうかというところ、もう一度確認させていただきます。

○澤田政府参考人 平成十一年五月に出てきた申請者のうち、佐世保重工に一年以上それまでに在籍したという要件に外れた方が三百九名おられましたので、その方たちは対象から、審査の上、外しました。

○大島(教)委員 そうしますと、先ほどの一千六百五十五名というのは、純粋に佐世保重工のものといいた会社の従業員の方ではなくて、二カ月前の三月時点で従業員として財務諸表に残っている一千二百四十九名が、恐らく、もともと佐世保重工にいらつした社員の方。一千二百四十九名中の

八百六十一名が外向して助成金の受給、給付を受けるということは常識的におかしいと思うんですけれども、いかが考えればよろしいでしょうか。

○澤田政府参考人 今申し上げました三百名の方でございまして、この三百九名は、佐世保重工にいわば来る前に、それ以前の段階で、佐世保重工が一〇〇%株を持っております今回の助成金の対象以外の下請のところへ以前に外向していた人が佐世保重工に戻ったという方々でございまして。ですから、そうした方々は、平成十一年三月の財務諸表の数字と私どもに申請してきた五月との数字の間のギャップ、そこでそういう人たちが入っているのではないかと私どもは考えるところであります。

それで、実際そういうことがあるにしても、千百余名の方が外向の申請リストに載ってきたということは、佐世保重工の七割ぐらいの方々が対象になってリストに載ってきたということで、御指摘のように、異常に数が多いではないかということとでございまして、その間の生産量の減少が、鎌田委員にお答えしましたように、三割以上減ったということとを私どもも把握いたしておりましたので、そうしたことから、今後の造船業あるいは雇用情勢の見通しからして要件をクリアしているということとで受理をしたということでございまして、当時それが異常であったかどうかということとは担当としては認識はしていなかったんではないか、こういうふうには、これは推測でございまして、今からすると考えております。

○大島(敦)委員 今回の中青年労働移動支援特別助成金、これは雇用・能力開発機構が担当する助成金だと思えます。先ほど鎌田委員の御指摘にもありましたとおり、三年間の期間の中で一%、これは一年間に区切った助成金ですから、百五十億円が全体だとすれば、一年ごとに五十億円ずつというのが比較できる対象になっている。佐世保重工は一年間で十七億円も受け取っているわけですから、国の予算に比較すれば、五十億円中の十七億円が一年間に佐世保重工にお支払いされた、

その関連会社あるいはその外向先だと思ふんですけれども、助成金として支払われたということ。通常の、普通の仕事ですと、大体皆さん、異常値というのは、計画とあるいは実績の間で説明するはずですよ。予算があつて、予算に対して非常に突出したもののというのは報告の対象になつて、この雇用・能力開発機構の中でも、おかしいじゃないかと。どうして、おかしいじゃないかと。普通の会社だったら上司が聞くはずなんです。あるいは、所管する厚生労働省でも、このような異常値を見つけた場合には、どうしてこういうことが行われるんだということが、聞くのが当然だと思ふんです。

前田工業という会社が問題にしなければ、今回のこの事件、私たち知らなかったわけなんです。皆さんがやっている仕事というのは、このような雇用・能力開発機構と関連の諸団体に対するチェックの仕事も、管理監督する仕事も皆さんやっているはずなんです。今の御答弁のように、全く問題がなかったという御答弁ですと、私たち、何を、本当に管理監督をやっていたら、そのかなという疑問をまず持ちます。

その疑問が一つありまして、もう一つそれは、三割減ったというお話をされました、受注量が三割減りました。同じ関連会社ですよ。親会社三割減れば、子会社も三割減るわけですよ、受注量は。何で減ったところに——普通、外向というのは、例えば私は鉄鋼業にいました。当時外向ございました、労働組合、従業員の方が。大体、当時もうかつての自動車会社の方に三カ月とか半年とか外向されました。このように同じ企業グループの中で、三割減つておりましてどうして外向するのかというのも非常に疑問に思ふわけなんです。

この書面主義だけで審査していいのかなと思ひまして、それでは、今回のこの要件の中で、外向等が営業譲渡に伴うものではないという記述がございましてけれども、これはどういうことでしょうか。

○澤田政府参考人 支給要件の中で、御指摘のように、営業譲渡に伴うものではないということが書いてあります。

一般に、営業譲渡は、当該営業に係りますいわけに一切合財の財産、企業から見て、これが包括的に譲渡されるということでありますが、営業譲渡の場合にはそうした形でその営業譲渡先の方へ移るわけですから、いわば別の事業主のところへ移動したとはなかなか認められない、営業そのものが九割と移るわけですから。

それに比べて、取引関係のある下請につきましては、そこへ移動するということは、先ほど言いました資本関係等を除いておりますので、親企業とは独立した下請の別の事業所へ移動したというふうには考えられるということで、私どもは助成金の対象というふうにしてきたわけでありまして。

ただし、委員御指摘のように、受注を、仕事をその下請へ同時に発注するということが伴うことにつきましては、要件上、何らの縛りといえますか、ということがこの助成金制度にはなかったという点につきましては、そこを今回のように使うという余地が生じたものと私どもは考えております。

○大島(敦)委員 そうしますと、この中青年労働移動支援特別助成金の支給対象事業主のところ、営業の譲渡に伴うものでないこと、これだけの縛りである、制度としては非常に不整備であったという御答弁だったと思ひます。

今回のこの受給というのは、千二百人の会社の八百六十名が外向するわけですから、その会社がマネジメントあるいは企業体としての運営できる規模じゃないわけですよ。会社の一つの工場自身が関連会社になつて、そこに工場長も含めて外向して、その指揮命令系統は会社からは離れる。その外向元、ここですとSSKの指揮命令系統とは離れるんですけれども、一言この会社には、しっかりと物をつくってくれよと頼めば、要は今までどおりの管理体制の中でしっかりと仕事をして物がで

き上がつて戻ってくる。

外注と外向が一緒である場合というのは、今回のこの営業譲渡の場合と非常に近いと思うんですけれども、それでも、今回はこの規定になかったからそのようなものでも認めざるを得ないという御判断なんですか。

○澤田政府参考人 営業譲渡と今回の、今回と申しますと、下請に対する親企業との関係につきましては、先ほど申しましたように、営業譲渡の場合には営業財産が一括して移るということでありますが、下請の場合には指揮命令権は当然下請に移りますし、営業譲渡と比べて申しますと、ノウハウだとかいう点につきましては、それは下請のノウハウが下請の指揮命令のもとに生かされるという面があります。

そういうことで、営業譲渡とは、全体的な形でのいわば同一性があるかないかという点では決定的に違う、こういうふうには私どもは考えたわけでありまして。

○大島(敦)委員 今の御答弁を聞いていますと、その十七億円はもう仕方がないと聞かざるわけです。十七億円についてはこの規定どおり粛々としてやっておりまして、確かに今までの状況を一つ一つ検証していくと非常に疑わしい。先ほど質問の中で、生涯能力開発給付金についての不正受給に見られたように、非常に悪意を持って、このSSKという会社の当時の姫野さんという社長は助成金を不正に受給していた。

今回のこの中青年の労働移動の支援助成金について、厚生労働省としては仕方がないという御判断をされているんでしょうか。

○澤田政府参考人 そういう判断はしておりません。

私ども、佐世保重工が記者会見で、一社、二十一名については外向の実態がなかったということとを姫野社長自身が言い、かつ、私どもも実態を調べてそうであるという事実をつかんだ点につきましては、既に長崎県警に対しまして告訴状を出しておりますし、返還請求も手続をとっております。

その他の分につきましては、先ほど申し上げましたが、疑わしいということまでは私どもの調査でわかりましたが、それ以上につきましては警察の方の捜査に今ゆだねておりますので、今後とも、実態がなかったということが警察の捜査、あるいは私どもの警察と連携した今後の必要な調査等に明らかになれば、これは当然、法律に従って返還をしていただく、あるいは告訴をするということになる状況はあり得る、こう思っております。

○大島(敦)委員 警察の調査の状況等待って、ということなんですけれども、警察の状況等待って、本当に明らかにクロ、明らかに犯罪を犯しているという確信がなければ告訴をしないというお話ですと、これからその五千億円の雇用三事業の助成金を申請する人は非常に楽ですからね。どんな助成金やってもおとがめないんですから。どんなに不正やっても、皆さんの方でクロだという確証がない限りにおいては、裁判にも、告訴もしないわけですし、何もおとがめないということとは、やはり、このあり方として正しいでしょうか。

○澤田政府参考人　現段階におきまして、明らかに不正であるという客観的証拠等々がない状態で先生御指摘のように法的手段等々をとるとすれば、それはなかなか、起訴、公判等々の面でも困難な問題も伴うものと思いますし、何よりも、私どもは、警察が注目をして、明らかに不正行為があった以外の部分も視野に入れて捜査をしておるということを私どもも注目しておりますし、その過程で、警察から必要な協力を求められ、あるいは私どもから進んですることがあればやるということで、全く現状においておとがめする気がないとかそういうことではない点は十分御理解いただきたい、こう思います。

○大島(彰)委員 坂口厚生労働大臣の方に伺いたいんですけれども、助成金のあり方につきまして、今までの政府参考人の答弁ですと、しっかりと立件されなければ告訴もしないし、詐欺罪とし

○坂口國務大臣　先ほどから、委員の御質問いただきましたこと、そしてこちら側が答えますことを聞いておりまして、だんだん私も頭の中でわからなくなつてまいりまして、今まで私自身が持つておりました知識だけではなくて、きょう委員が御指摘になりました点は、私の今まで知らなかつた新しい点もかなりあるなというふうに率直に思つております。

問題なのは、やはり、行政府として今まで行ってきたことが間違ひなかつたのかどうかということの検証を迫られているというふうに通つておりますから、そこはもう一度、行政府は行政府として、何年か前にこれはさかのぼるわけでございませうけれども、当時のことを検証し、そして誤りがなかつたかどうか。もしもそのときに誤りと申しますか、その対応が十分でなかつたことがあれば、それはどういふ点であつたのかということを明確にすることが、今後の行政にとつて、何をやるかということを決定するのに最も大事なことであるというふうに思います。

そうしたことを一方において行いながら、警察の方のお話は、警察の結果としてそれは待つ以外にないわけでございますが、しかし、警察の方で調べてもらっているから我々はそれを待っているというのではいけないので、いわゆる省としてこれにどう対応していくかということをややはり考えなければならぬ。そのためにはもっとやはり整理をしなければならぬ点が幾つかあるなというふうに思いながら、今委員のお話を聞いていたところでございます。私自身も、もう少し頭の中を整理したいと思えます。

○大島(敦)委員 五千億円という、要は千分の三・五を会社は支払っているわけでして、それだけの利益を上げるということは、物すごく努力をしないと上げられないわけなんです。ついつい、税金を集めて配る立場になると、そのお金のポ

それで、当時の政務次官の方はだれだったのでしょうか。

○澤田政府参考人 当時の政務次官は、小山孝雄政務次官でございました。

○大島敦委員 小山孝雄当時の政務次官は、今は議員をやめられております。先ほどの鍵田委員の方からも御指摘ありましたとおり、KSDの問題で、昨年はこの場で皆さんに質問させていただきました。

今回のこの中高年の労働移動支援特別助成金に
関して、小山当時の政務次官の方から、当時の職
業安定局長の方に、このSSKの問題に關しまし
て、何らかの指示、あるいはこうしてほしい、あ
るいは報告しろ等のことというのはあつたんで
しょうか。

○澤田政府参考人 当時の職業安定局長本人に確認いたしましたところ、小山政務次官含めて、政治的な働きかけの事実はなかったということでございます。

○大島(敦)委員 質問時間が、持ち時間が終わりましたので、ここで一たんこの問題につきましては終了させていただきます。

今後とも、お金の使い方に關しては、特に中小零細の方、御苦労して納めているものですから、今後とも質問あるいはこの問題については取り組ませていただきます。どうもありがとうございます。

○森委員長 次に、水島広子君。

○水島委員 民主党の水島広子でございます。

まず初めに、児童扶養手当について伺いたい
します。

八月一日から児童扶養手当法に基づく政令が改正されました、それに伴いまして、養育費等に関

そこで、そもそも厚生労働省からどのような指導通知を出されているのか見せてほしいと昨日お

尋ねをいたしましたところ、いまだに出していないというお答えをいただきました。大変驚きました。来年の八月一日ではなくことしの八月一日から施行されるのに、厚生労働省からはまだ指導通知も出していないということなんですけれども、こんなことがあつてよいのでしょうか。わざとおくらせているのでしょうか。

○岩田政府参考人 今般 児童扶養手当法施行令を改正いたしましたて、八月から実施になるということで、その準備につきましては、私どもも万全を期したいということで、努力してきております。全国会議あるいはブロック会議でいろいろ御説明をいたしましたり、また、具体的な取り扱いについて、正式の通知は残念ながらちよつとおくれれておりますけれども、事実上、第一線で混乱することがないように、事実上の考え方を自治体に文書で示したりはいたしております。

○水島委員 なぜおわれているのかということにお答えいただけますでしょうか。

○岩田政府参考人 一つは、これまでは都道府県が支給の主体であったことが、これが八月から福祉事務所が設置されております市等に事務が移管されるということがございます。また、従来の所得制限のあり方と今回からは変わりました、所得がふえるに従いまして手当が減減する方法ですとか、所得をカウントするに当たって父親から支払われる養育費を算入するといったような、そういう形で従来から取り扱いが変わりますので、それに備えて部内の検討にも時間を要しましたし、また自治体とさまざまな場でいろいろ意見交換をしながら準備をしておりますので、先ほど申し上げましたような準備の状況でございます。

と思います。

○水島委員 一日も早くといってもあと二週間でございますので、本当にこんなことなのかと改めて驚く思いです。

そして、万全を期しているとおっしゃったんですけれども、現場はかなり混乱しているように感じます。

そもそも、養育費の取り決め書を書き合っていない人が実際には多いわけですが、例えば、自治体によっては、改めて書面を交わせと指導しているようなところもあったりとか、あるいは、通帳を見せろということを一律に要求している自治体もあるというふう聞いておりますけれども、取り決め書というものは必要条件となつていないでしようか。あるいは、一律に通帳を見せろと要求するようなことを事前の自治体とのやりとりの中で厚生労働省として指導されてきたんでしょうか。

○岩田政府参考人 今般、母子家庭の総合的な対策のあり方を見直いたしましたして、政府といたしまして、大綱を策定いたしましたし、また今国会に福祉法の改正などを提案させていただいておりますけれども、その中でも、父親からの養育費の支払いをいかに確保するかといったようなことについて、また新たにその対策を強化したいというふうにも思っているわけでございます。

先生のお尋ねの点でございますけれども、養育費が支払われているかという点については、文書で取り決めをしていただいている金額がはつきりしている場合は私どもの方も所得の算定のときに判断ができるわけですが、残念ながら、多くの場合は、取り決められていないとか、あるいは取り決めがあっても口頭でなされているということがございますので、そういう場合には書面にかわって申告書、一定の様式の申告書を出していただいてそれで判断をすることといたしております。

自治体の窓口では、冒頭申し上げましたよう

な、これからいかに父親からの養育費の確保を図っていくかということで、自治体もさまざまな広報活動や相談活動をやっていくというふうな思われまますので、そういう思いから、そういう対策の一環として、養育費の取り決めを文書でしたかどうかとといったようなことを指導しているところがあるかもしれませんが、それはそれといたしまして、その取り決めの文書がないからということで児童扶養手当の支給の手續に何か支障がある、そういうようなことについては、私どもが地方自治体にそういう指導をしているということは一切ございません。(水島委員「通帳の」と呼ぶ)

そして、答えが漏れて申しわけございません、通帳についてなんですけれども、養育費を幾らもらっているかということは、基本的には本人に申告していただくという申告主義にいたしておりますので、一律に通帳を拜見するというにはならないというふうにも思いますが、申告内容に疑義があるとかということで事実関係がなかなかほかの手段では確認できないというような場合については通帳で確認させていただくということもあろうかと思っております。

○水島委員 今の岩田局長の御答弁ですと道理があるように聞こえますけれども、実際の窓口の対応では、取り決めていないんだから今から改めて文書にしていってほしいとか、あるいは、一律通帳を見せてもらいたいことにしますとか、そのように、かなり母子家庭の方たちに対してそのハードルを高くするようなおかしな対応がされているところもあるという情報が入っておりますので、その点につきましては、本来の趣旨、そしてどこまでプライバシーに立ち入って、そのときのルールはどうなのかというように改めて徹底していただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

そして、なぜこんなに現場が混乱するのかといまいますと、もちろんそれは厚生労働省が指導通知を速やかに出すのを怠っているというののもその一つの理由なのかなとも思いますが、やば

り、養育費についての法的な環境整備もできていないのに、政令改正などで申告を義務づけたたりしたからなのではないかと思っております。

養育費支払い命令制度をつくったり、養育費立てかえ払い制度をつくったり、あるいは養育費についての税制上の優遇措置を設けたりというふうな全面的に考えようと思えば、これは厚生労働省だけが取り組んでできる話ではないと思えます。また、児童扶養手当の財源が不足してきたから、自分の省庁でできることだけをやるというふうな姿勢が、そもそも間違っているのではないかと思います。

母子寡婦福祉法の精神は、養育費をもらえていない人に無料法律相談を紹介したりとか、あるいは収入の低い人に就労を支援したりという、その支援というのが本来の目的ではないかと思えますけれども、養育費の申告義務づけをやめて、本来やるべき支援を進めるべきではないかと思えますけれども、大臣のお考えはいかがでしょう。

○狩野副大臣 新しい時代の要請に的確に対応した施策を展開するために、母子家庭対策を総合的に見直そうということで、母子家庭等自立支援大綱を本年三月に取りまとめたいたしました。この大綱を策定する際には、法務省や国土交通省など関係省庁とも十分連携を図ったものでありまして、今後、この大綱に沿った施策を実施する際には、関係省庁と十分に連携を図っていききたいと考えております。

また、この大綱を踏まえて、現在、国会に母子及寡婦福祉法等の改正案を提出いたしておりますけれども、この法案の附則において、法律の施行の状況を勘案して、扶養義務の履行を確保するための施策のあり方について検討することとしております。

また、委員御指摘の養育費を払った場合の税制上の取り扱いにいたしましても、これは大事な課題の一つとして、今後関係省庁と相談してまいりたいと考えております。

○水島委員 ぜひ全面的な取り組みをしていただきたいですし、その中で一部だけを先行して変な形で無理に進めていくことで、どれだけ現場で苦しい生活をしていらっしゃる母子家庭の方たちが精神的あるいは物理的な被害に遭っていくかというところを十分に御認識をいただきたいと思っております。

また、この母子家庭のお母さんというのは、そもそも就労において不利な条件にあるわけですが、けれども、現況届や養育費等に関する申告書をわざわざ持つていって、また何か足りないといつてもう一度足を運ばされる、そんなことで仕事を休んだりするとますます就労において不利なことになりますし、また、パート労働をされている方の場合は、半休をとって役所に出向いただけでその分収入が減っていきますので、これは生活に直接かわつてくる問題にもなります。ぜひ、郵送で受け付けるとか、あるいは細かい点は電話ですらに確認するとか、そのような柔軟な対応ができれば、御検討をくれぐれもお願いしたいと思います。

このように、支援策であるはずのものが、実際には母子家庭の就労の足を引っ張るというようなことがないような、生活にきちんと根づいた配慮をいただきたいと思っておりますけれども、この点について、今現在このように進んでいる取り組みがあるとか、このようないきなり進んでいくかというところ、これは御検討であれば結構ですけれども、これからの御検討であれば結構ですけれども。

○岩田政府参考人 確かに、母子家庭のお母さんたちは一生懸命働いておられますので、そのことと、こういった自治体の窓口での届け出の事務的な負担と、よく考えていかないといけないというふうには思っております。

ただ、毎年一回現況届というのを提出していただいておりますけれども、それは、所得の状況ですとか、そして生活の状況を確認させていただくという、児童扶養手当を支給するかどうか、幾ら支

給するかという判断をする基礎になるものでございまして、なかなか、これまでの経験でいきますと、書類だけの審査では事実関係が難しいということがございます。

また、この機会を考えようによつては非常に大事な機会、一年に一回、自治体の母子、寡婦の担当者が生活相談、そして自立支援の相談、そういうことをさらに強化をしてやっていきたいというふうな思っておりますが、そういった機会としてお話を聞くと、機会を設けるといふことは避けられないというふうな思っています。簡単なことは電話のやりとりでももちろん十分なことも多いと思います。

また、窓口の時間帯はそれぞれの自治体が住民サービスとしていろいろ工夫をされていると思いますが、中には、夜間の時間帯で受け取っているとか、休日でも窓口を開いているというふうな自治体があるというふうにも聞いておりますので、こういう事例は大変よい事例で、こういう形でそれぞれの自治体で配慮がなされることを期待したいというふうな思っております。

○水島委員 それでは次に、十代の性の問題についてお伺いしたいと思います。

近年の十代の人工妊娠中絶の増加は目に余るものがございます、特に、一九九五年以降は極めて顕著でございます。

私の選挙区は栃木県でございますけれども、栃木においてもかなり重要な問題でございます、二〇〇〇年の統計によれば、栃木県における十五歳から十九歳の女子人口千人に対する十代の中絶率は十八・〇となっております。

これはどういうことかという、性交経験の有無にかかわらず、約五十六人に一人が一年の間に中絶を経験していることを意味し、さらに、十五歳から十九歳の女子の性交経験率を大体四割とした場合に、性交経験のある二十三人に一人が一年の間に中絶を経験していることになるという、これは極めてゆゆしき事態であると思っております。

す。

県内の産婦人科医の話によれば、妊娠は決して十五歳以上の出来事ではなく、最近では十四歳、十三歳のデータもふえてきていると言います。

また、最近、群馬県の思春期グループが現在二十歳になっている男女を対象に行った大規模調査によりますと、中学三年の時点で男子一七・七%、女子八・八%が既に性交を経験していたという結果が出ております。

選挙区並びに近隣県でのこのような現実があり、また、現場で子供たちにかかわっている人たちからは、性教育は中学からでも遅過ぎるとも言われているにもかかわらず、国会では、先日、文部科学大臣が、中学生に避妊を教えることはいかがなものかとの答弁をされているのに対して、有権者からも、一体何を考えているのかという批判が上げられております。

文部科学省としては、このような事態を踏まえても、中学生への積極的な避妊教育は早過ぎると思われるので、早過ぎるの答弁だったのでしたのか。もしそのような答弁であるとしたら、一体どのようなデータに基づいてそのようなことをおっしゃったのでしょうか。

○上原政府参考人 お答え申し上げます。

学校教育による性教育につきましては、児童生徒の発達段階に応じてしかるべき教育がなされるべきことが重要と考えてございまして、本年度の学習指導要領におきまして、小学校、中学校、高校と、段階に応じて性に関する教育をいたしているところでございます。

それで、例えば小学校のケースでございますれば、体育科の中で体の発達とかそういう形で扱う。それから、心の問題その他。

それから、中学校になりますと、異性への尊重とか、性情報に対する適切な対応とか、それから感染症予防の問題。

高校に入りまして初めて、思春期と健康、それから結婚生活と健康という一環といたしまして、妊娠とか避妊法を含みます家族計画その他について

ての教育をいたしているところでございまして、御指摘のありました点につきましては、今後とも、学校教育の性教育の一環といたしまして、十分厚生労働省等とも連携しながらやっていきたいと考えてございます。

○水島委員 質問にお答えいただけないのですけれども、先日の御答弁は、つまり、中学生への積極的な避妊教育は早過ぎるという何らかのデータに基づいてのものだったのでしたのか。そのような趣旨の御答弁と理解してよろしいのでしょうか。

○上原政府参考人 いろいろ御意見があることは承知いたしてございまして、そういう問題につきましては、一義的には、各学校、各地域の実情に応じて適切な対応が必要だと考えてございます。

しかしながら、中学校における避妊教育というよりは、先ほど来申し上げましたとおり、生殖機能の成熟とか、やはりそういうものに対する正しい理解とか、異性への尊重という問題の中で指導していくことが必要なのではないかというふうな考えてございます。

○水島委員 つまり、中学校からの避妊教育は早過ぎるというふうな、データにも基づかず回答されていたということだと思えますが、いつも文部科学省が何かを論じるときに、データにも基づかず、また現場でどれほど切実な状況に陥っているかも理解せずに、どうも情緒的、あるいは今のうちに中学生とはこういうものだというふうな、そういう感覚に基づいていろいろのことを発言し過ぎていてはないかという私は思っております。

例えば、先ほど群馬県のデータをお示しましたけれども、つまり、男子では中学校三年生、クラスの五分の一弱、女子でもクラスの十分の一弱が性交を経験しているという環境でありまして、これは一部の子供たちの話だからほかの子供たちは関係ないということではなく、そのような環境では、その子たちが周囲に及ぼす影響、ピアプレッシャーと言われておりますけれども、これは

非常に大きいわけでございまして、一部の特殊な子供たちが経験しているからほかの子は関係ない、ほかの子というのはこれらのことを学ばないんだというような姿勢では、とても現実はそのようなものではないということをしつかりと現場主義に徹して、またデータに基づいていろいろな施策を決めていただきたいと、本当にこれは、私はいつも文部科学省に対して思っていることであるわけでございます。

そして、性と生殖に関する健康問題を主管するのは厚生労働省ということになっておりまして、健やか親子21ですとかいろいろと取り組みをされているのは存じ上げておりますけれども、十代の子供たちというのはやはり学校現場にすることが多いわけでございますし、文部科学省と厚生労働省との有機的な連携を持った性教育の推進が実質的な効果をもたらすためには何よりも必要なのではないかと思えますけれども、どうも現在の両省の取り組みからは、私が知っている範囲では、危機感が全く伝わってこないわけでございます。厚生労働大臣としまして、この文部科学省との連携の中で実質的な効果を上げていくという点についてはどのようにされていくつもりでしょうか。

○坂口国務大臣 中学生、あるいは小学生も含めて、やはり現実というものをしっかりと見ていかなければならないというふうな思っております。

私たちの世代ですと、自分の過去の時代を振り返ってそれとあわせて考えますと、それは間違っています、現実是非常に変化をしている、大変変わってきているということをよく自覚しなければいけないというふうな思っております。そういう趣旨からいたしまして、厚生労働省として今まで以上に十代の性の問題を積極的に取り組んでいかなければならないわけでありまして、

そういったしますと、当然のことながら、これはもう文部科学省と連携を密にしなければならぬわけでございますので、今までもやってはまいりましたけれども、しかし、これから先、さらに文

受託者となることにより、例えば一人の社会保険労務士が脱退等により欠けた場合でも、引き続き当該受託事務が処理されるため、依頼者が安心できることなどから、社会保険労務士制度を取り巻く環境の変化に対応した大変望ましいものであると考えております。

○樋高委員 同じく、もし社会保険労務士法人が設立された場合でありますけれども、今副大臣の答弁にもありましたけれども、対外的な社員の責任、要するに業務をきちんと引き継いでいくのだという点にしましては、いわゆる連帯無限責任とすることが望ましいと思えますけれども、御見解はいかがでしょうか。

○狩野副大臣 社会保険労務士法人の場合は、その業務の性格上、法人資産が乏しいと考えられます。業務上依頼者に与えた損害をてん補するための賠償責任保険が現時点では十分に普及していないことから、法人の社員がみずから出資した限度で責任を負い、それ以外の責任を負わないとする有限責任制度を採用することは、顧客保護の観点から見て適切ではないと考えられます。

したがって、御指摘のように、連帯無限責任を負うこととすることが適当であると考えられます。

○樋高委員 また、個別労働紛争解決促進法の、いわゆる紛争調整委員会における個別労使紛争のあっせんについて、紛争当事者の代理を行うという点を社労士の業務とすることにつきましては、どのようなように考えておりますでしょうか。

○狩野副大臣 最近の個別労働紛争が増加している状況にかんがみ、そのような紛争処理の法律事務に關して、社会保険労務士の有する専門性の活用を図ることが、紛争の解決の促進のために効果的ではないかと考えられます。

このため、紛争調整委員会におけるあっせん手続において、社会保険労務士が紛争当事者の代理を行えるようにすることなどにより、紛争の解決等に大きな役割を果たしていただければと期待をいたしているところであります。

○樋高委員 また一方で、遂行の一層の適正化を図るという観点からしまして、仮にあっせんの代理業務を行う場合に、相手方の代理人となることと、また非社会保険労務士との連携等を行うという点を禁止することについて、どのような認識でしょうか。

○狩野副大臣 仮に、社会保険労務士が個別労働紛争に係るあっせん代理を行うようなことになった場合には、双方の代理人となつて、依頼者や相手方の信頼を裏切ること、それから非社会保険労務士から事件のあっせんを受け、または社会保険労務士の名義を利用させることによって、法律で禁止されている無資格者による業務を助長することなどはあつてはならないことであり、禁止することが適切であると考えられます。

○樋高委員 また仮定の話ですけれども、この法律案の中には、国民一般からの懲戒申し出制度を設けること、国民一般からのいわゆる懲戒申し出制度を設けるということにつきまして、どのようにお考えになりますでしょうか。

○狩野副大臣 国民一般からの懲戒申し出制度を設けることは、国民に社会保険労務士の職務を直接監視する機会を与えることとなり、より一層信頼される社会保険労務士制度の確立にもつながるものと考えております。

○樋高委員 きょう、議員提案、いわゆる閣法ではなくて衆法という形で法案成立をされる予定というところのようでありまして、この法案が成立しました後、所管いたしますのはほかでもない厚生労働省、そして運用いたしますのも厚生労働省でありますから、的確にしっかりと行つていただきますことを強く要望いたします。

また、それと同時に、士業、いわゆる社労士さんのほかにも、例えば弁護士さんですとか公認会計士さんですとか、さまざまな国家資格に基づく資格がございまして、社会のため、そして国家のために頑張つていらっしゃるわけでありまして、今、今のさまざまな規制緩和の流れの中で、さまざまな場合によっては衝突をしたりすることによって、それぞれのやるべきことがなかなか、

阻害をされているというのか、どうしてもブレーキがかかつてしまつていふ現状をよく検証していただきまして、やはり、今まさに構造改革というからには、そういった垣根をただ単に取り除けばいいというものでももちろんのものもよくわかつております。

けれども、やはりそういった資格も何のためにあるかという点、やはり国民、国家のため、そして、自分たちの将来のためにあるという視点をどうかお忘れなきように、今後ともしっかりと取り組んでいただきたいということを強く要望させていただきます。私の質問を終わりたいと思っております。

どうもありがとうございました。

○森委員長 次に、佐藤公治君。

○佐藤（公）委員 続きまして、私は、ホームレスに関して聞かせていただきたいと思つております。

今のホームレスの現状を見させていただくと、本当に何とかしなきゃいけない、そういう意味で、このたびホームレスの自立支援等に関する特別措置法案がこの後通るであろう、そういうことは一歩大変な前進になるというふうに私は思っています。

しかし、この法案、私は当初仮にということを考えていたんですけれども、大臣も先ほど午前中の田中委員等の質問におきまして、あくまでもこの法律が前提というふうな御答弁をされておりましたので、もしもそういう形で答えを願えればありがたいというふうに私は思います。

ホームレスの自立に関する支援ということ、こういう場合、この法案の中に率直に言ひまして書かれていますが、私は改めて見まして思うことは、そもそもの自立の意思があるホームレスとは、一体全体厚生労働省さんの中で、どういう基準、どういった価値観、どういった者を指しているのか、明確に現段階で答えられるものに関してお願いをいたしたいと思つております。

○眞野政府参考人 まだ法案という格好になつておりませんので、一般論ということでお答えさせていただきます。

ていただきますが、自立の意思があるホームレス、一般論をいたしましては、就労等によりましてホームレスの状態を脱却する意欲のある方を指すものというふうに見えるのが普通ではないかと思つております。

○佐藤（公）委員 今その定義というか、脱却する意欲のある者、では十人集めたと思つて、ホームレスの方々、どういう基準でその脱却する意欲があるかどうかというものを、そこをどうやってはかつていくのでしょうか。

○眞野政府参考人 もちろんそれぞれいろいろな、自立支援センターでありますとか、シェルターでありますとか、そういうところでホームレスの方々のいろいろな話を聞くわけでありますので、そういうところで、それからまた過去に就労行動をとったかどうか、そういうようなところを総合的に判断するということになるかと思つております。

○佐藤（公）委員 では、もう少し具体的に御説明を願いたいと思つておりますけれども、そういうことを、大変失礼な言い方かもしれませんが、分けるという区別をしていく、その方法論とかカリキュラムとか、そういうものが現段階あるのか、もしもは今考えているのか、これからそういうものをつくっていくのか、そういうのはどうでしょうか。

○眞野政府参考人 私ども、これまでもそうでございますが、ホームレスに対する対策といたしまして、自立の意思の有無をメルクマールとして、こういうことはするとかしないというところではございまして、今の状態に着目をして、そして必要であれば支援をするということでございますので、自立の意思がある方については特に就労部分に力を入れるということでございますが、自立の意思の有無によつて支援をする、しないを分けるわけではございません。

○佐藤（公）委員 ちよつとまだわかりにくいところがあるんですけれども、

次、この法律の中にも書いてございます「ホー

ムレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域」というのは、これは具体的にどういふような地域のこと、もしくはその地域とどういふ関係で判断して決めていくのか、また考えていくのか。法案が出ておられませんか、仮という形で結構でございます。どういふことでこれを考えていくのか、お答え願えればありがたいと思います。

○眞野政府参考人 これも仮にということでお答えさせていただきたいと思いますが、ホームレスに至る原因は、先ほど来大臣からもお答え申し上げていきますように、いろいろな理由が複合的に重なっているということでございまして、「ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者」というものを特定するということがなかなか難しい面もございますけれども、一般的には、現に失業状態や不安定な就労関係にありまして、かつまた、定まった住居を喪失し、あるいは一時寄居宿といった不安定な居住条件にある者などが想定されるのではないかとこのように考えております。

これらの者が多数存在する地域としては、例えば、定まった住居を有しない日雇い労働者が多数宿泊している簡易宿泊所の密集地域などが想定されるのではないかとこのように思います。

○佐藤(公)委員 では、今のお答えの中で、多数というのはいくらぐらいが多数というふうに言われるのでしょうか。

○眞野政府参考人 何百人というはつきりした基準がございせんが、やはりそこは常識の範囲で多数ということだと思います。

○佐藤(公)委員 済みません、常識がこの国会の中でも大変与野党でも違う部分がありますので、むしろ具体的にどれぐらいかという一つの基準を出してもらえればありがたいと思いますが、いかがですか。

○眞野政府参考人 数ということよりは、私どもが議論をされているという中で、仄聞いたところでは、例えば、大阪におきます金ヶ崎地

域でありますとか、東京におきます山谷地域、そういうものを念頭に御議論をされているというふうに承知をいたしております。

○佐藤(公)委員 よくわからないところがまだございすけれども、
でしたら、では話をまたもとに戻しますけれども、このたびは自立の意思があるホームレスに対する支援ということなんですけれども、では、自立の意思がない方々に対しての支援というか国の対応というのは、どういふ形で既存のもので考えていくのか、また今後考えていくべきなのか、もしくはないのか、いかがでしょうか。

○眞野政府参考人 先ほど申し上げましたように、私ども、ホームレスへの支援という場合に、自立の意思の有無というところで支援のする、しないを分けているわけではございませんので、いわゆる自立の意思のないホームレスというのは、先ほどの反対といたしますとホームレスの状況を脱却する意欲のない方を指すものというふうに考えられますけれども、こうした方々に対しましては相談援助を通じてできるだけ、一時的にその意欲をなくしているのであれば、その自立の意欲を促す、また、なかなかそういう状況にならないとしても、緊急援助その他の対象としてできる限りのことを支援するということになるかと思ひます。

○佐藤(公)委員 そういった中で、このたびの法案ということがまさにホームレスの自立の支援等に関するということで出てきておりますけれども、では、今、失業されていても一生懸命職を探してやられている、これもちよつと言ひ方があれかも知れませんが、まじめにやられている方、ホームレスにならないように自分で頑張っている方、こういう法律ができることによって、何か頑張つて一生懸命やっていることに関してもうあきらめちゃって、ホームレスの方に移つちやった方が自分分は楽だな、そつちの方がいいんじゃないかという一つのモラルハザードというか、一つの意識の雪崩現象みたいなものが起こる可能性と

いうのがあり得るようにも思える部分があります。

人間、やはり楽な方、楽な方、もしくは、一生懸命自分が頑張っているのに、隣の塀の向こうでは、のうのうとしているという言ひ方は失礼かもしれませぬけれども、なっている。そうすると、何となくそつちの楽な方に行つちやった方がいいんじゃないか、こういうような一つの意識というかモラルというか、そういうものがだんだん崩れていくような気がいたしますけれども、そこら辺をどう考えて、どういう線引きなり考え方を持っていくのか、いかがでしょうか。

○眞野政府参考人 ホームレスの方々は、住所を失ひまして野宿生活を送つておられるわけでございますので、非常に健康状態が悪化されている方多いという状況からいいますと、その境遇というものは大変厳しい状況であらうと思ひます。そういう意味では、なかなか、努力を放棄して、こういう支援があるからといって、そちらの方がいいということには普通はならないんじゃないかというふうに思ひます。

○佐藤(公)委員 幾つかまだあるんですけども、私が言いたかつたことは、私はこの法案に関しては賛成の方で聞かせていただいております。賛成の方で聞かせていただいておりますけれども、やはりホームレスの現状を見れば、何とかしなきゃいけない、その一歩としてこの法案が成立していくということは非常に意味、意義のあることだと思ひます。ただし、やはりこれに使われるお金というのは税金でございます。

まじめに働いてまじめに税金を納め、税金が払える状況ではないにもかかわらず税金を払つていらっしゃる方々もいらっしゃる。そういう意味で、一つ一つやはりこの税金の使い方の、丁寧をお願いをしたいかなと。やはりまじめに働いている者が報われる、ホームレスの方々も大変な状況、これを変えていく責任というものもあると思ひますけれども、今、現状ぎりぎりのところで頑張っている方々、こういう方々をきちんと意識した配

慮というものが必要だと思ひます。

もう時間も余りないんですけれども、大臣、ホームレスに関して私が今まで聞いたことを含めて、正直言つてちよつとまだまだはつきりしていない部分が多いと思ひます。本来はもう少しはっきりさせていくべきだと思ひます。本日はもう少しは、ただ、これは非常に、本当にはつきりさせるのが難しいのをわかつていて私も聞かせていただいております。やはり税金というものを使つていくに際して、先ほどの佐世保重工のあんなばかげたことの税金の使い方をするのであれば、これは言語道断だと思ひます。そういう意味で、全体の総括として、大臣の決意と、また御意見も含めてお話をいただけたらありがたいと思ひます。

○坂口国務大臣 今お話をいただきましたように、ホームレスになられた皆さん方の事情というのでもさまざまというふうに思ひます。したがって、一日も早く自立をしたいというふうにお考えになっている皆さん方に対しては、これは今度のこの法律をつくつていただいて、そして今までよりもっと手を差し伸べて、皆さんに職についていただく、雇用のお世話ができるようにしたいかなければならないというふうに思ひます。しかし、これも御議論のありますように、名前を明かすことができないとか、やはり住所を明確にすることができないというふうな御事情の皆さん方には、それ相応の事情があるわけでございしますから、そこをどこまで御相談に乗ることができ得るのか、これはなかなか難しい問題だと思ひます。

しかし、この法律ができて、自立をする、それからできるだけホームレスにならないように予防をする、あるいはまた住まい等を提供するといったようなことで、すべてがそれで解決するわけではない。それ以外のところの問題も確かにあるわけでございまして、この法律を第一歩としてひとつ、おつくりを皆さん方御努力をいただいたわけでございしますし、これを成立させていただいて、そしてさらに、その後に残ります問題にど

うしていったらいいのかということ、これはまた話を詰めていかないといけないのであらうというふうに思っております。

かなりその人の個人のプライバシーに入っているかなければならないところもあるだろうというふうに思いますから、そこから後に残れる皆さんというは大変難しい方が残れるというふうに思いますけれども、それだけに、やはりまた御相談に乗る道というのを考えていかないといいけないのではないかとこのように思っている次第でございます。

○佐藤(公)委員 もう時間ありませんが、まだちょっと聞きたいことがございましたが、大臣に訴えさせていただければありがたいのは、これだけで解決することじゃなくて、やはり雇用対策とか経済対策、景気対策とかワークシェアリングとかいろいろなことが絡み合っているという問題が発生をしていると思いますので、その抜本的なことをきちんとできるような政府であり内閣であり国でなきゃいけない、こころが基本だと思えます。また、佐世保の件でもいろいろと出ましたけれども、助成金等が必要であるならば、その算定とか、これはこれに限ったことじゃございませんが、特定団体の利権が発生しないようにとか、やはりその使い方のチェックの仕組みをきちんととっていくとかいうことも非常に大事な点だと思えます。

個々における細かいことが幾つかございますけれども、本当にこの法案がまじめに頑張られている方々にもきちんと考えたことでの法案であってほしいなということをお願いして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○森委員長 次に、小沢和秋君。

○小沢(和)委員 十一日の日に参議院厚生労働委員会が我が党の小池議員が取り上げた、宮路副大臣による帝京大学医学部の入学口き問題は、単に副大臣を辞任したということで解決されるような性質のものではありません。

辞任したとはいえ、宮路議員は、こんなことは往々にしてある、陳情はいつばい来るなどと、反省の色が全くありません。しかし、今回の問題は、日本における医師養成の入り口で、厚生労働副大臣という要職にある政治家が介在して入学試験の公正をゆがめたという深刻な問題であります。これは国民の医療そのものへの信頼を傷つける重大な問題だと思えますが、大臣はどうお考えでしょうか。

○坂口国務大臣 宮路副大臣の問題につきまして、宮路副大臣が国会で答弁をされましたとおりでございます。御本人の支援者のお一人からそういう依頼があつて、そのことについて、その番号をお伝えした、こういう話でございます。御本人からは、そういうことはあつたけれども、しかしそれは裏口入学といったようなものではなくて、その番号を知らされた、あるいは知らせてほしいといったようなことであつたというお話でございます。私はそのことを信頼したいというふうには思っている次第でございますが、いずれにいたしましても、李下に冠を正さずという言葉がありましますように、やはり議員としてお互いに気をつけなければならぬことだというふうに思っている次第でございます。

○小沢(和)委員 この問題については、宮路議員は、受験番号を電話して大学側に教えたと言っております。ところが、大学側は、電話があつた事実はないなどと全く食い違つた説明をしております。こうした重大な食い違いをそのままにして幕引きをすることは許されません。

我が党は、この問題の徹底した説明のため、引き続き参議院厚生労働委員会での問題の集中審議と、宮路議員、帝京大前理事長の沖永荘一氏を招致しての参考人質疑を行うことを要求しております。ぜひ各党の御協力をお願いしたいと思っております。

次に、原爆被害者の原爆症認定問題についてお尋ねをいたします。
去る七月九日、被害者七十六名が認定を求めて

全国各地で一斉に申請を行いました。早速調べてみたところ、原爆症の認定は、平成十一年度三百六十件の申請に対し百八十七件、五二%、十二年度二百二十二件に対し百二十件、五四%だったものが、あの最高裁の松谷英子さんに対する判決の翌十三年度には、逆に六百五十七件中七百七十三件、二六%に急落し、今十四年度も、現在までのところ、内定を含め二百六十六件中七十四件、二八%にすぎません。認定は、最高裁判決以後かえって悪くなつております。

被害者が怒つて集団申請を行い、裁判も辞せずというのは当然ではないでしょうか。大臣はどうお考えですか。

○下田政府参考人 平成十二年七月の最高裁及び同年十一月の大阪高裁での原爆症認定申請却下処分取り消し訴訟の判決におきまして、原爆症の認定の要件たる放射線起因性につきまして、高度の蓋然性が必要とされたところでございます。

これを受けまして、その推定をより科学的で透明性の高いものにするべく、原子爆弾被害者医療分科会におきまして、原爆症の認定における考え方、判断の目安などを整理しました「原爆症認定に関する審査の方針」を昨年五月に定め、公表いたしましたところでございます。

この審査の方針は、放射線起因性の科学的な推定方法といたしまして、原因確率という概念を新たに導入したものでございます。これは、申請者の被曝線量、被曝時の年齢、性別、疾患の状況等から、申請された疾患が原爆放射線にどれだけ起因しているかを推定し、算出するものでございます。

以前の審査では、被曝線量を推定いたしました上で、専門家による経験則に基づき判断される部分が多量なところであったところでございますけれども、この原因確率の導入によりまして、審査がより科学的になり、かつ迅速化が図られてきたというふうに考えておるところでございます。

○小沢(和)委員 松谷さんの最高裁判決は、爆心地から二キロ以上離れた被害者の脱毛について、

DS86と関連理論とを機械的に適用することによつては十分に説明することができないと、これまでの政府の認定のやり方を批判しております。京都府の西尾建男さんに対する大阪高裁の判決も、政府の却下処分を取り消しております。これらの相次ぐ判決は、政府に対し、従来の機械的な認定のやり方をもつと被害者の実情に合うよう改善し、認定する範囲を拡大することを求めたものであります。

これに対し、政府が昨年五月に決定した新しい審査の方針は、従来のDS86、つまり爆心地からの距離による被曝線量に加え、その病気の発症が原爆放射線の影響を受けている蓋然性があると考えられる確率、いわゆる原因確率によつて高度の蓋然性が認められた場合にのみ認定することとしたしました。

これでは、實際上、何ら基準の緩和にも、認定範囲の拡大にもならなかったのではありませんか。だから、新しい方針によつて審査を再開したら、逆に認定率が下がつてしまつたという結果になつたではありませんか。

○下田政府参考人 ただいま委員御指摘の最高裁並びに大阪高裁の判決でございますけれども、これはいずれも、最高裁の場合は、屋根がわらが飛んできて頭に当たつて……(小沢(和)委員「中身は知っている、そんなことは」と呼ぶ)はい、失礼いたしました。

というようにございまして、先ほど御紹介を申し上げました原爆症認定に関する審査の方針におきましては、原因確率を設けた疾病は白血病、主ながん、副甲状腺機能亢進症といったものについて原因確率を定めておりまして、その二例の裁判事例は当該疾病には含まれていないところでございます。

これはなぜかと申しますと、極めて症例が少ない事例でございまして、放射線影響研究所の疫学データから原因確率を推定しておりますけれども、そうしたことが科学的に出せなかつたということによるものでございます。

したがいます、この審査の方針の中でこういうところがございます。原因確率等が設けられていない疾病等に関する審査に当たっては、当該疾病等については、原爆放射線起因性に係る肯定的な科学的知見が立証されていないことに留意しつつ、当該申請者に係る被曝線量、既往歴、環境因子、生活歴を総合的に勘案して、個別にその起因性を判断するものとする。このようにされておるところでございます。

（委員長退席、福島委員長代理着席）

○小沢和委員 私が言いたいのは、最高裁の判決というのは、あなたが認定しないといった人に対して、いや、もっと実情に即してみるべきだ、認定をすべきだ、こういう判断を示したんじゃないですか。だから、従来だったら認定されなかった人でも、新しい基準を設けたおかげで認定される人が出てくるというようにならないでしょうか。おかしと思うんですね。

この一年半ばかりの間に、この新しい方針のおかげで認定されるようになったという人がどれくらいおりますか。

それから、もう一つ聞きたいんですが、被爆者の団体である日本被団協や弁護団が、この新しい基準を最高裁で勝訴した松谷英子さんと京都の小西さんに当てはめてみたら、何と却下になるのではないかと言っているんですが、そうなるのかどうか。

○下田政府参考人 従来却下になった人たちが新しい認定基準で見直せばどうなるのかということでございますが、この部分については、正直なところわからないというのが回答となります。

それから、最高裁、大阪高裁の場合に新しい基準ではどうなるのか、こういうお尋ねでございますが、これは、先ほどから述べておりますように、新しく設けました原因確率、この部分については含まれておりませんので個別的に判断をする事例ということになりますので、新しい認定基準ではどうかと言われても、この部分についてはお答えしようがないということでございます。

○小沢（和）委員 最高裁でさえ認定すべきだというふうに判決を下したケースについても、これといった認定されるかどうかかわからないというのがあなたの答弁でしょう。そんないいかげんな話はないと思うんです。結局、この新しい基準というのは、見直したと言いつつ何の改善もないということなんです。そんなばかな話は私はないと思う。被爆者が怒るのは当たり前だと思うんです。

ここで大臣にぜひお答え願いたいんですが、こういうような、最高裁が求めているような認定の改善に全くつながらないようなものについては、もう一度見直す必要があるんじゃないですか。

○坂口国務大臣 最高裁の判決は、科学的なデータに従ってきちつとやれということだと私は思います。だから、科学的なデータに従って、そしてそこで決めるわけでありまして、より科学的なデータというものを蓄積していききましたならば、そこから、当てはまる人、当てはまらない人、それは出てくるでしょう。しかし、科学的なデータをもとにして判断をするということを、やはり私たちはそのことに専念すべきだというふうに思っております。

○小沢（和）委員 だから、科学的なデータを当てはめたら今までよりもはるかに認定率が下がってしまう、こういうようなことは最高裁判所の判決は予定していないと思うんです。現に最高裁では、認定されなかった人を救済する、松谷さんを、そういう判決を出しているんですから、ぜひ、その点については改善することを改めて強く要求しておきます。

時間もありませんので、もう一つ、雇用保険の問題についてお尋ねをしたいと思います。

一昨年、政府は、雇用保険法の改善を行って、昨年四月から保険料を千分の八から千分の十二へと一・五倍に引き上げました。その一方で、自発的離職者、定年退職者等への失業手当の給付日数を大幅に減らしました。ところが、失業情勢は政府の見通しを大幅に上回って、昨年は年間平均失業率五・二％となり、雇用保険財政が予想以上に

悪化しました。

新聞報道によれば、政府はこれに対応するため、今、労働政策審議会雇用保険部会で、さらに保険料のアップや給付の削減を検討しているということでありまして。先ほどのニュースでは、自民党の厚生労働部会が一・四％への保険料引き上げを了解したとの報道もありました。しかし、これは余りにも安易な発想ではないでしょうか。

そもそも、雇用保険財政の悪化を引き起こした重大な責任が国にあります。かつて敗戦直後、失業保険制度がスタートしたとき、国庫負担率は三分の一でした。それが、高度成長時代に入ると四分の一に減らされ、雇用保険に制度が切りかえられてからも四分の一負担が続きましたが、平成四年に至り、それが二・五％に、つまり一〇％削減され、翌五年には、さらに一〇％減の二〇％になりました。

しかし、そのころになると、日本経済は長期不況の様相をはつきりとあらわしてきました。失業者が年ごとに急増し始めたのに、四兆数千億円の積立金があることに惑わされ、平成十年には、さらに国庫負担率を三〇％もカットし、一四％まで下げた。ところが、その後から、毎年一兆円もの積立金を食いつぶすようになり、わずかに四年後には積立金の大部分がなくなってしまうので、昨年四月から、慌てて国庫負担率をもとの四分の一、二五％に戻しております。

この経過を見れば、今日のような雇用保険財政の悪化を引き起こした大きな原因が、長期不況に陥った時期に国庫負担率を次々に削減していった政府の政策上の誤りにあることは明らかではないでしょうか。このことを考えるならば、少なくとも、平成四年以後の国庫負担削減分を急いで補てんし、財政悪化を食い止める措置こそまず行うべきではないでしょうか。

○坂口国務大臣 先ほどお話がございましたように、平成十二年でございましたが、法改正がございまして、そして財政運営上、正常にそれが動いていくと予測をしたわけでございますが、以後の

経済状況によりまして、非常に厳しい状況になっているのはもう御存じのとおりでございます。これらのことを受けまして、そしてどうしていくかということ、雇用保険制度のあり方につきましての審議会で今議論をさせていただいているところでございます。

給付と負担と両方あるわけでございますが、まずその中で、給付のあり方を、今までのままでいいのか、それとも給付の負担についていろいろ検討が必要なのか、そこをまず議論をさせていただいているところでございますが、現在の審議会の様子では、政労使ともに、給付のあり方について一度考え直す必要があるということでは総論として合意ができていて、いふうに聞いているところでございます。

それを、具体的に給付をどういふふうにしていくかということ、そこを決めた暁において、それならば、それに対してどれだけ財政的に足りないのか、足りるのかといったところについての議論が進んでいくものと今思っているところでございます。そうしたことを早急に煮詰めて解決をしたいと思います。

○小沢（和）委員 五日付の新聞には、厚生労働省が、失業手当を給付する際の認定を厳しくする方針を決め、雇用保険部会に示したと報じられております。

これまで失業手当は、ほぼ四週間置きに、その間の失業状態を確認して支払われてきましたが、今後は、毎回の書類に、相談やあつせんを受けた職業紹介機関の名前や日時、実際に応募した企業名等の記入を義務づけ、一定回数以上の実績があった場合のみ手当を支給することにするということです。そうすると、今後は、親類や友人などの紹介や新聞広告、求人情報誌等で職を探している人は、求職活動をしたと認められなくなるのではないのか。また、中高年者は、ハローワークに来て幾ら求人票を探しても見つからないとか、ようやくこれと思う企業があつても、電話したら面接さえ断られるというのが実情ですが、今後は、

これでは労働の意思や能力がないと判断され、支給を打ち切られることになるのではないかと。
雇用保険財政の悪化を防止すること自体が目的となつて、いたずらに窓口での締め付けを強め、従来に比べ、自主的で多様な求職活動を抑制するようなことになってはならないと思いますが、いかがでしょうか。

これで質問を終わります。
○澤田政府参考人 委員御指摘の失業手当、正確には求職者給付と申しておりますが、これは失業の状態、すなわち労働の意思と能力を持って仕事を探している方に対する給付ということでございますので、受給者が失業状態にあるか否かを的確に認定した上で給付すべきことは制度上当然のことというふうに考えております。

現在、審議会で失業認定等についても議論をなされておりますが、その議論の観点としては、今大臣が申し上げましたように、給付のあり方を議論する上で、制度がその趣旨に沿って適正に運営されていることが前提となるべきという考えに基づいて議論されているものでございます。
具体的な失業認定の運営等につきましては、審議会における議論も踏まえて適切に対応していきたい、こう思っております。

○小沢(和)委員 終わります。
○福島委員 長代理、次に、瀬古由起子君。
○瀬古委員 日本共産党の瀬古由起子でございます。

先日、六号台風の災害で、仙台市の広瀬川の中州に取り残された六十五歳の男性と七十歳の女性がヘリコプターで間一髪救出された映像をテレビでごらんになった方も多いと思います。この二人は野宿者だったそうです。いつも命と向かい合せて生きていて、こんなニュースに本当に胸が熱くなる思いです。

私は、野宿生活を送っておられる方々の基本的な支援法は、まず憲法十一条、二十五条であると思います。また、憲法十一条、二十五条を具現化したものが、生活保護法を初めとしたセーフ

ティーネットだと思えます。まずそのことを確認したいと思うんです。そして私は、人間の尊厳の確保と生存権の保障という立場から、野宿を余儀なくされている人たちが人間らしい生活を回復できるように、国が、制度、環境を整えるべきだと思います。

さまざまな要因によって生きる希望を失ったり、無理解、偏見、差別によって傷つけられて行政や社会に不信を持つようになったりする人もいます。すけれども、そうした人もそれぞれ理由があります。この法律によって、こうしたホームレスと言われている人たちの対策が、自立の意思がないとして支援の対象から排除されたり、また、あるときには生活保護法の適用からさえも排除されるということがあってはならないと思いますけれども、その点、いかがでしょうか。

(福島委員 長代理退席、委員長着席)

○坂口国務大臣 ホームレスになられた皆さん方の中にもいろいろな理由があるということとは、先ほどから御議論のあるところでございます。
その中で、やはり自立をする意思のある方につきましては、それじゃこういうお仕事はどうでしょうかという御相談に乗れるわけですが、働く意思はないという方につきましては一体どうするか。お体が悪くて、それで働けないという方は、これはやむを得ないでしょう、それは疾病に対します治療を受けていただかなければならないというふうに思います。しかし、そうではない、体は丈夫だけれども働く意思がない、あるいは名前を明らかにすることができないと言われるような方に対してどうするか。

それはなかなか私は難しい問題だというふうに思いますが、その皆さん方に生活保護を申しまして、生活保護にすれば名前が明らかになるわけでございます。それから、一概にホームレスの人はずべて生活保護というわけにはいかない。それはやはり生活保護でお救いをしなければならぬ人も当然おみえになると思いますから、その人々には手を差し伸べるとして、しか

し、そうでない皆さん方に対して一体どうしていくか。これは今後の課題として考えていかなければならない問題だというふうに思っております。
○瀬古委員 私は、自立という問題でいえば、これは自活とは思っていません。生活保護を受けたいながら、実際には自分らしく生きたいと、そして自分で自分の生き方を選択していく、そういう自立の道というのがあるはずなんです。

すべて仕事をやらなきゃ自立じゃないんという定義も間違っていると思いますし、実際には野宿している人たちが毎日どう生活をしているかというところ、夜寝ないで大半の方が空き缶拾いだとかそういう仕事そのものをやっていたらつしやるんです。そういう点では、何とかちゃんとした仕事につきたいという思いの方もいらっしゃる。しかし、なかなか実際に職安に通っても仕事がない、こういう状況があるんです。

そういうことを踏まえて、自立という意味をきちんと私はとらえていただく必要があると思います。すし、その野宿している人たちが、ホームレスの人たちがどういう状況に置かれているかという形で、では生活保護法の適用についても私は考えなきゃならないというふうに思うんです。
例えば名古屋市中では、今まで、住所不定者や稼働力のある人は生活保護が受けられない、市営住宅も申し込みの資格がないということで、野宿者を放置してまいりました。国会でもこれが問題になって、是正の厚生省の指示が出されました。

そこで名古屋市中は何をやったのかといいますと、十五項目ぐらいの条件をつけました。例えば、相談する前の三カ月間は、職安の窓口の閉鎖した期間を除いて五〇％、半分以上の日数はちゃんと通ったかどうか、そういう証明を出しなさい。毎日行つたつて仕事がないのに行けというわけですね。そして、毎日のように新聞の求人欄に目を通したか。ホームレスの人たちに毎日、新聞を読め、ちゃんとやったか、こういうことまで要求して、十五項目あつて、これはほとんどクリアできないような条件を出してきているわけなんです。

ね。
実際には、睡眠不足の中で、本当に食べるものを確保するのが精いっぱい、もう何時間も何時間も歩いて空き缶拾いでいる、その寝るところの確保だけでも仕事をいっぱいやっていらつしやる方もいる。こういう人に、これでもかこれでもかといって生活保護の適用をしない、こういうひどいやり方をやってきたんです。

それで、ようやく施設に入る、病院に入院する、こういうときだけ生活保護の適用をやるけれども、実際には、再び退院とか退所になりますと、収入がないのに生活保護が廃止されて、再び野宿に追いやられる。こういう状況が頻繁に起きているわけです。

これは、私は、名古屋市の立場というのは憲法や厚生省の指示にも反すると思うんです。これは名古屋市のだけのことでなくて、本当に各地でこのような生活保護の違法な運用というのか、ホームレスの人たちだけ特別に差別をした、こういう運用の仕方がやられているとしたら、私は本当に大問題だと思ふんですが、これはきちっと是正させる必要があると思うんですが、いかがでしょうか。

○坂口国務大臣 今まで法律もなかったわけでございますから、各地域で若干の取り扱いの違いはあつたかもしれませんが、しかし、今回法律をここにのべていただくとすれば、その後は全国一律のと申しますか、一つの具体的な方策というものがそこに出るわけでございますから、そんなに地域の差はなくなっていくだろうというふうに思っております。

名古屋市の場合がどうなのかということを私は余りよく存じませんが、名古屋市中にお聞きをしますと、そんな十五項目というふうな特別な項目を我々がつくっているわけではないというふうにおっしゃっているようでございますので、そこは私もよくわかりません。特別に名古屋市中でつくつたというものはないというふうにおっしゃって

るんだからそうだと思うんですけど、どういふものなのかということはよくわかりませんけれども、しかし、この法律ができれば地域の格差はなくなっていくだろう、そう思っております。

○瀬古委員 きちんと各区役所に指示した文書がございますので、よく調査をしていただきたいと思うんですが、一律になつて全体が上がればいいんですが、これが一律に下がるといふことのないようにぜひ御配慮いただきたいと思ひます。

最後ですけれども、野宿者の集中する地域では結核の罹患率が大変高く、そして結核の治療中断はさらに強い耐性菌を生み出します。結核の感染の早期発見、早期治療、安心して治療継続ができるような利用しやすい地域に無料の診療所の開設。名古屋なんかでもあるんですけど、実際には遠い病院に行かなきゃならない、こういう本当に必要なところに診療所がないんですね。

それから、東京都が実施しているように、DOTS事業というのがありますけれども、それが生活保障と一体となったものでないと、治療だけやりますよというけれども、実際には生活保障がなければ途中で中断してしまうわけですね。東京都はそういう生活の保障、生活保護と一体となつてDOTS事業をやっていますから、そういう点でも、結核の対策については実態に見合った医療の充実について検討すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○坂口国務大臣 法律ができましたら、それに従いましてさまざまな活動が行われるようになるというふうに思いますが、確かに結核の方が多いということも事実のようでございます。

したがって、ホームレスの皆さんの健康を守るということも大事な問題でございますから、それはそのとおり、やはり健康診断等もちゃんと行えるようにしてやつていかなければならぬというふうに思ひますし、いわゆるDOTS事業、直接薬剤服用確認療法というんですか、ちゃんと薬を飲んでくれるかどうか、飲んでくれたかどうかということをやはり確認をしていかなければいけません。

といけないことだろうというふうに思ひますが、そうしたことも、これはお入りをいただく場所をつくりましますとかそうしたことと並行していかないと、なかなか確認というの難しいと思うんです、実際の問題として。

ですから、総体的に、お仕事の問題でありますとか住まいの問題でありますとか、そういうこととあわせてやはり前進をさせないと、一カ所だけ特別にここを前進させようといつてもなかなか進まない、現実問題としては進まないのではないかと私は思つております。全体的にさまざまな施策を進めていくということが大事かと思ひます。

○瀬古委員 時間が参りました。

結核だけではなくて、実際に現場に入つてみると、精神病それからアルコール中毒、知的障害など、さまざまな病気や障害を持つている野宿者も多いわけでございます。一律に管理的な施設で共同生活をやれといつても、そういう事情で困難な場合もございます。やはり、こういう疾病や障害のある人々に対するきめ細やかな施策もぜひ検討していただきたいと思ひます。

以上で終わります。ありがとうございます。

○森委員長 次に、中川智子君。

○中川(智)委員 社会民主党・市民連合の中川智子です。

きょうは一番最初に、先日も質問いたしました、薬害ヤコブ病の硬膜移植の情報を被害者、家族、遺族に国として責任を持って伝えるべきということ、再度御答弁をお願いしたいと思ひます。

昨日も、この薬害ヤコブ病の原告、弁護士、支援者、そして議員の会で懇親会を開きました。自分たちは今回の和解でしっかりした救済を得られたけれども、まだ新たに発症されている方たち、そして、厚生労働省がその情報をつかんでも本人に直接知らされないというところで、その救済の対象にならない方たちに対しての心配の声、そして、やはり国はしっかりと直接伝えるべきだといふ声を受けてまいりました。

七月十三日の朝日新聞のこの一面でも、硬膜移植の有無知らせずということと記事が載つておりましたが、国は、和解のときの約束で、被害者への情報提供と救済措置というのを約束しておきながら、これは個人情報保護の目的外使用に当たると、情報提供は病院と患者との信頼関係で行うべきという態度を崩しております。

そこで、坂口大臣にお伺いいたしますけれども、私は、これはやはり、被害者を救済するという姿勢を国は明確にお持ちなのかどうか、その問題だと思ひます。伝えないことには、患者、家族、遺族は知り得ることができないわけですから、救済を国の方に申し入れようとしてもそれができないわけです。

七月五日のその委員会が何かで議論されて、今、医療機関の方に、既に発症されていますその患者の方々に医療機関として報告していただきたいという旨の御連絡をなさつて、それをしたかどうかを受け取ると。なぜこのように、硬膜移植歴があつて、既に発症して、被害の対象となるべき人たちに、国が直接なさらないのか。伝えないと救済ができないわけですね。罪もない被害者を生んだ国の責任、これに対して、明確にその和解のときの約束に反していると思ひますが、いかがでしょうか。

○坂口国務大臣 そこは少し私が見解を異にいたします。

ヤコブ病、いわゆる脳硬膜の移植によりヤコブ病が発生をしたということが、医師がわかりましたときには、やはり医師は、それが本人なのか家族なのか、多分そのことについて告知をしているだろうというふうには私は思ひますが、もしもそれがないというところであるならば、その医師がそれではどういう治療をしていくかということになるわけでありまして、ただ単にその人たちにそうだとすることを伝えればよいというだけではなくて、伝えると同時に、だから今後こういうふうな治療をいたします、あるいは、将来はこういう予測が立ちますから、ひとつ皆さんも真剣に考えてくださいといったことをあわせて言わないといけないことだと思ひますし、それぞれの患者さんによりまして、その立場あるいはその言い方といたしてもまた違つてくるだろうというふうに思ひますから、一律に国の方が通知を申し上げていいものではない。そこはやはり、その主治医の先生から言つていただくことが一番大事だと思ひますに私は思つております。

したがって、私は多分、多くの場合に、ほとんどの場合には告知をしていただいているというふうには思つておりますが、万が一していただけないということがあるれば、それはぜひひいていただきたいということをこちらから文書をお願いをして、お返事のないようなところに対しては再度度ひとつお返事をくださいといったようなことを申し上げているわけでありまして、そこはやはり現場の関係でお伝えをいただき、そして今後の治療方針等もあわせてお答えをいただくのが一番適当だと私は思つております。

○中川(智)委員 大臣、でも、もう既に亡くなつた方もいらっしゃるわけなんですね。そして、救済する責任があるのは、医療機関ではなく、国です。明確に国なわけなんですね。ですから、国が責任を持つて被害者全員を救済するという約束をしたんですから、医療機関にそれを求めるのではなく、国としてやるのが当たり前だと思ひます。再度の御答弁をお願いいたします。

○坂口国務大臣 亡くなりました人に対しまして、研究班の方から、ぜひ主治医の先生にそのことはお伝えをくださいということを言っているというのでございます。

やはり主治医との関係でそこは決着をつけていただかないと、こちらでは、脳硬膜をその方がお使いになつてお亡くなりになつたのかどうかということの判断はつきにくいわけでございますし、いたしますから、そこは主治医が一番よくわかつていられるわけですので、そこは主治医にぜひお願いをしたい。その後、そのことに對する責任は国がとるということをお願いしているわけであ

りますから、お伝えをいただくところはその主治医のところをお願いしたいということを申し上げているわけであります。

何も、責任をとらないとか何とかということでは決してないわけでありまして、そこは私たちが責任ある態度をとっていかなければならない、そう思っております。

○中川(智)委員 これは、国の責任で、汚染された乾燥硬膜を移植されて亡くなったたり発症した方々なんです。それは明確に和解のときに認めて、そして、それに対する被害救済は国が責任を持つてやるという約束をしながら、医療機関にある意味では任せて、医療機関がその患者の方々に知らせるというのは、私は全く理解できません。

国と医療機関が連携して、国が責任を持って本人に、また患者、遺族に知らせるという形ならわかりますけれども、医療機関の方を仲立ちにしてやるとその医療機関によって対応がまちまちです。そして、おかしいなと思った人たちが医療機関に聞いても明確な答弁が得られないし、対応が得られない。非常に冷たく、そういうことはこちらではわかりかねますというような返答もあつたりして、サポートネットワークシステムが六月に立ち上がり、そこに相談を寄せていたり、インターネット上で弁護団の方々に直接聞いたり。なぜこのようなことが起きるんでしょうか。

なぜ国は、直接その被害者に対して伝えて、そして今回の和解の内容を言い、国が窓口となつてやるべきことを、医療機関に丸投げする。その理由は何ですか、という点の一点張りです。私はどうしても理解できませんし、あの和解の約束に反すると思います。

○坂口国務大臣 それは違うと思いますね。我々は責任は明確にするとおっしゃるわけですから。ただ、主治医がわからないものを我々がわかるはずないんですから、一番わかっているのは主治医ですから、主治医がそこはかくしかじかでごさいますということを言っていたかかないと我々もそのことはわからないわけでありまして、

で、そこは主治医にお願いをする。そして、御連絡さえたきましたら、その後は国の責任においてちゃんとしますというのを言っているわけですから、そこはやはり、主治医にお任せすべきことではないでしょうか。私はそう思います。

○中川(智)委員 割と大臣とは今まで意思の疎通が、私の一方的な思いもわかりませんが、この問題に関しては平行線のようです。世論もやはりおかしいと思つていて、私もおかしいと思つて……(発言する者あり) 負けませんが、ホームレスの問題をやらなければいけませんので、じゃ、引き続き、大臣が私に近寄つてきてくださることを念じながら今後議論をしていきたいと思ひます。

緊急を要することでありまして、先日、佐藤先生も、百人を超える患者の発生があるというふうにもおっしゃられていました。どんどんふえていく中で、情報を医療機関に任せるとするのは責任回避だということを申し上げまして、次に移りたいと思ひます。

今回のこのホームレスの自立支援法、党内でもたくさん議論がありました。私も、この問題が、やはり人権がきつちり守られて、ホームレス状態に陥つた方々が、この法律ができてよかったと、そして、冬などの凍死の問題、就労支援、また、きつちり人権に配慮した施設の入所、そしてまた、生活保護を適正に受けて自立を促すことにつながるものと信じておりますが、今回の法案の中身を見ますと、少し気になるところがございます。

二条でも、さまざまな公共施設を「故なく起居の場所とし」と、私はこれはゆえあつて起居の場所とせざるを得ないと思ひますし、自立の意思の有無の判断というのは極めてあいまいです。自立の意思があつても、何年にもわたつて路上生活を余儀なくされている人たちがもう人生そのものに對して希望を失うということは当然あると思ひます。

先日、私も上野公園に行つてまいりまして、

ホームレス状態の方々とお話をしてみました。やはりアルコールに逃げてしまふ、あしたのことばもう考えたくない、そのような状況に置かれていの方々がたくさんいらっしゃいました。

そして、やはり私が一番気になるのは十一條、「その適正な利用が妨げられていたときは」とか、「当該施設の適正な利用を確保するために」という文言が大変心配でございます。

私は、阪神・淡路大震災の後、すべての私の住む町の公園は、一カ所残らず仮設住宅が建ちました。長い期間において子供たちは公園で遊ぶこともできませんでした。でも、家を失つた人たちが公園で暮らすこと、それは社会が生んだ一つの悲しい状況として受け入れられました、だれも文句を言いませんでした。

今のこのホームレス状態に陥る方々というのは、バブル崩壊後、本当にこの日本の経済政策の失策によつて余儀なくリストラや多重債務を抱えたり、さまざまな理由で、このような生活をしたくないけれども、せざるを得ない状況に陥つていのだと思ひます。社会全体で支えていくこと、そして一日も早くその方々が自立できるように私たちが援助していくことが、今一番大切なことだと思ひます。

今回、ちよつと大阪の問題でお伺ひしたいところ、何点かにわたつて質問いたしますが、大阪の長居公園という大きな公園がございますが、ここでは生活保護の適用というのに対して重要な役割を果たしたんですが、テントの生活をやめれば、そのテント住まいの人から生活保護に對しての申請というのがスムーズに図られたんですが、野宿から直接居宅保護を認めていません。

結局、テントを排除するために、テント生活者の方々からの居宅保護というのが前面にあり、路上からの生活保護、直接ということがなされておりますが、今回は、施設入居に關しまし、また生活保護に關しましては、しっかりと、一時そこに強制的に入居させるのではなく柔軟に居宅保護請求ができるようにするというのを考える

べきだと思ひますが、いかがでしょうか。

○眞野政府参考人 ホームレスに對します生活保護の適用、いろいろ御議論がございましたけれども、私どもは、やはり要保護者の生活の状況を十分把握し、自立に向けての指導援助が必要であるというふうにご考えておられて、したがひまして、まず、自立支援センターでありますとかシェルターでありますとか、場合によっては医療機関でありますとか、そういうところで保護を行ひまして、その間、療養指導、それから金銭管理、生活習慣の回復、そういういわば自立した生活が営めるように支援をいたしまして、その後、必要に応じて居宅保護というのが、やはり、今の状況からすると、生活保護を適用し、その方の自立を促すというふうには一番流れとして適当ではないかというふうにご考えております。

○中川(智)委員 それでは、一時避難所ということに暮らすホームレス状態の人たちの人権またプライバシー、どのようなことになっていると実態を把握してお考えでしょうか。

まくらもない、そしてシーツなどのかえが頻回に行われなくて、シラミなどがわいていいる状態。そして、西成の場合などは、有刺鉄線さえ張りめぐらされてい、施設がある。そのような収容所のようなところに、どれぐらいかかるかわからない期間強制的に入居させるといふような一律的なことをやっているから、やはりそこに入ることを拒否したり、脱走したりということが生まれるんじゃないでしょうか。

そのような一時避難所の、人権に配慮した施設であるのか、プライバシーやそして衛生面、しっかりと確保しているのか、その実態調査というのはなかなかやられてい、有刺鉄線のことなど御存じでしょうか。

○眞野政府参考人 シェルターにつきましては、建築基準法に定める諸基準その他の遵守をお願いいたしております。

ただ、このシェルターそのものが、定住の場所ということではなくて、緊急一時的な宿泊所であ

りまして、

ざいすので、そういう意味では、先生御指摘のとおり、プライバシーの問題その他に若干、普通の居室のような、そういう面での配慮というのが欠けている面がある場合もあるかと思ひますけれども、今後私ども、大阪府、大阪市に對しましてそういうような指導をしたいというふうに思つております。

○中川(智)委員 それでは、一度本當にどのような状況かというのをしっかりと厚生労働省も実態を把握していただいで、そして、人間として、私たちがもしもそこに入るときに、ここだったらしばらくの間そのような形で、手続で、入居していても暮らせるという、収容所のようなものじゃないというものをきつちつくつていただきたいと思いますが、そこに入っている期間というのが今はしばらくはなんですか、一時的なというのはどれぐらいの目安でしょうか。

○眞野政府参考人 一応目安としては、最大限六月以内というふうに指示をいたしております。

○中川(智)委員 六カ月ということですね、半年。なぜそんなに長い時間かかるのでしょうか。健康診断をやったりそういう手続をするのに、一カ月ぐらいあれば十分だと思うのですが、六カ月もかかるという根拠はございますか。

○眞野政府参考人 申し上げておりますように最大限でありまして、もちろん、その間に先ほど申し上げたような自立への道ができるということであれば、速やかに退所していただくということでございます。

○中川(智)委員 その部分に関しましては、できるだけ短い期間で、そして、しっかりと人が住めるような環境を整える。間違つても有刺鉄線や、そして門限や施設や、そのようなことに對してはなくしていただきたい。それは、今後見直しまでの間に速やかにやりしつかりとその実態把握をするということの中で、しっかりと見つけていきたいと思ひます。

私が先ほど質問いたしました部分に関しまして

は、社会福祉相談所などでは通所して手続が可能ということを知つていて、施設への強制入居がなくても手続ができる、そのような柔軟な対応というのはいままで考えられていないわけでしょうか。必ず一時的に入居しなきゃいけないという形で今後進めていくのでしょうか。

○眞野政府参考人 今申し上げましたように、ホームレスの方には、いわば生活のリズムといいますか、そういうことで、そのリズムを取り戻していただくということが必要なケースが多いということから、標準的にはあつた形をお示しいたしているわけですが、例えば、保護を開始する際に住宅の確保ができる、それから、今申し上げました金銭管理とか生活習慣とか、そういうことがきちんと行える方である場合には、当然、居宅保護も行えるということでございます。

○中川(智)委員 続きまして、私自身は、できるだけ居宅保護、そして当然、就労支援というのがまず第一ですが、そういう施設にすこ税金がかかつていて、結局、これは金ヶ崎の施設だと思ひますけれども――長居公園ですね。長居公園、三十七人の入居者に対して毎年二億五千万の経費がかかつています。一人に換算しますと、毎月二十二万かかつています。居宅保護の場合ですと毎月十二万というところで、施設入居よりも居宅保護の方がお金としても非常に安く、毎月十萬も安くなるわけなんです。できれば居宅保護をもっとスムーズにしたいというので、こちらの方の柔軟な対応をお願いしたいと思ひます。

そして次に、この西成のあいりん地区の職安。あいりん職安というのは、三十六年以上続いているわけなんです。過去一回も仕事の紹介がありません。今まで、割と仕事がっぱいあるときは手配師さんが一階で仕事の手配をしていて、そして、あいりん職安の仕事は、あぶれ賃というものの配付と、そして失業保険の支給だけでした。あいりん職安に仕事紹介がないということの実態をきつちわかかつていらつしやるのか。

今後、この法律ができた後、これはこのまま今

までのように職業紹介はない職安として、これは職安と名前がついていること自体が非常に問題だと思ひますが、今後の指導はどのようになるおつもりでしょうか。

○澤田政府参考人 あいりん地区におきます日雇労働者の職業紹介につきましては、先生御指摘のように、昭和三十七年より、財団法人の西成労働福祉センターが無料職業紹介の許可を得て行つておりまして、あいりん労働公共職業安定所におきましては、雇用保険の日雇い給付の支給業務とか、求人者の雇用管理指導業務等を行つてるところであります。

これは、当時、あいりん地区の諸問題に對するため、国、大阪府、地元の大阪市の三者で、あいりん総合センターを設置いたしました。職業紹介のみならず、生活上の相談、医療上の相談あるいは住宅相談等を総合的に実施するということを決めた際に、二つほど大きな理由がございまして、一点は、あいりん地区の求職者の方々は、複雑な個人的事情を有する方が多くて、行政機関を忌避する傾向があつた。それから、公共職業安定所では、あいりん地区の需給の実態から見ますと、早朝の一定時間に大量の求職者を短時間に職業紹介することが必要でございますが、公共職業安定所では実質的にその対応が困難と考えられたという歴史的な事情がございまして、安定所と財団法人の西成労働福祉センターの役割分担が当時定められたということでございます。

現在もそういう形で来ておりますが、今後とも、あいりん地区におきます日雇労働者対策につきましましては、過去の経緯等も十分踏まえながら、地元自治体とも十分連携をとりながら、職業紹介等々に支障のないように対応していきたい、こう思つております。

○中川(智)委員 私のしました質問に對して明確な御答弁じゃないと思ひますが、行政などと相談して、今後はどうなるかわからないと。

職業安定所なわけですから仕事紹介するという

のは基本的な仕事であるはずですが、それが機能していないんだつたら、なくてもいいわけですよ。だって、あいりん地区には一つしかないんですよ。国の直轄としての職安は、職業紹介をするということでも今後進めていかないと、今度の法律ができて、そこで職業紹介をしつかりやるのかどうか、それを明確に、イエスかノーかで答えてください。

○澤田政府参考人 あいりん総合センターという施設の中に、職業安定所と、財団法人の西成労働福祉センターが一緒に入つております。そして、先ほど申し上げた役割分担のもとに、財団法人の西成労働福祉センターの方が無料職業紹介の許可を得て職業紹介をするという役割分担になつております。この分限と連携の關係はきつちりやっておりますので、今後ともこういう形で、地元自治体等ともよく相談しながらやっていくということでございます。

○中川(智)委員 でもそれは、もう一つの方は府の外郭団体として、財団法人ですよ。このあいりん職安は、職安ですから、本来業務というのはそちらの財団法人と分担するんじゃないかと、その中で職業紹介をまず第一義的にやつて、その他の事業をやっていく。どうも理解不可能なんですけれども。

その財団法人にこつちはやつてもらうから、あいりん職安の方は仕事紹介じゃなくてそういうお金の給付だけという分担というのは理解ができません。いくらですけども、大臣、どうでしょうね。職安が全く仕事紹介をやつていないという現実があるんです。

○澤田政府参考人 ですから、繰り返しになつて恐縮ですが、三十七年当時、どういう形で総合的な対応をとるかという相談をした際に、先ほど申しましたように、あいりん地区の求職者の方々が、いろいろな事情があつて、行政機関のサービスを忌避する傾向があつたというようにございまして、そういう役割分担になつておりますので、そうした経過を踏まえながら実際に職業紹介

に支障がないような形でやってまいりましたので、引き続き適切に対応したい、こう思っております。

○中川(智)委員 職業紹介に支障がないというのは、それはそちらの言い分であって、そして、昭和三十一年当時からどれくらい年数がたっているのか。三十六年たっているわけですか。今の状況というのは全く違っているわけで、ずっと三十六年前のその役割分担、そして職業紹介を、もう本当にみんなが求めている——間違えましたか、年数。済みません。求めているニーズに対応していないということとはゆゆしき事態だと思います。今後また質問させていただきます。

これは最後になるかもしれませんが、自立の意思の有無、あるなしというのは支援の判断基準にならないとは思いますが、ここで大事なことは、ホームレス状態になって今生活をしていられない方というのは、やはり非常に強制とか管理とかを嫌う方の中にはいらっしゃると思います。今回の法律ができてしましても、本人の選択権というのとはとても大切だと思います。ある意味では、テント生活を続けたいという人には、それはそういう生き方もあるでしょうし、生活保護を選ぶ、または施設に入る、また積極的に就労支援によって仕事につく、やはりその選択権の自由ということとを認めるのが最大の人権に配慮した今回の法律だと思えますが、その部分に関して、大臣、ちょっと御答弁をいただきたいと思います。

○坂口国務大臣 きょうは中川議員と意見の違うことが多くて申しわけないんですが、やはり、テント生活をしたい、それはそういう生き方もあるんだらうというふうに思いますが、ただ、公共の場所、いつまでもそこで住むということ、これは国民全員の権利にもかかわってくるわけでありまして、御自身の土地でテント生活をしようとおっしゃるんだらう、それはそれで、そういう生き方はあるというふうに思いますけれども、もう一つの問題点としてこの問題があるという

ふうんと思っておりますので、いささかきょうは意見を異にいたしますけれども、そこはやはり解決をしていかなきゃならない問題の一つだということに思っております。

○中川(智)委員 もう時間ですが、最後に、この間上野公園に行ってお話を伺ったときに、やはり病気が一番怖い。きょうはまだ体が元気だけれども、あしたはどうなるかわからないという不安の中で、救急車を呼んでも、病院に着いたら、その公園から、上野公園から来たということがわかったら、はい、もうきょうはベッドもいっぱいだしということとで病院から捨てられる、投げ出されるということが一番つらいというふうにもお話を聞いていました。

行旅病人法とかありますし、また、厚生労働省としては、このように行き場のない方々の医療に関しては医療機関の協力を求め、本当に悲しい健康の悪化を招かないような方策をぜひともとっていただきたいということを最後に要望いたしました。質問を終わります。

○森委員長 午後三時五十分から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後二時四十九分休憩

午後三時五十三分開議
○森委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。この際、お諮りいたします。

第百五十一回国会、鍵田節哉君外九名提出、ホームレスの自立の支援等に関する臨時措置法案につきまして、提出者全員より撤回の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○森委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○森委員長 ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法案起草の件について議事を進めます。

本件につきましては、長勢甚遠君外四名から、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、社会民主党・市民連合及び保守党の五派共同提案により、お手元に配付いたしておりますとおり、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法案の草案を成案とし、本委員会提出の法律案として決定すべしとの動議が提出されております。提出者より趣旨の説明を求めます。長勢甚遠君。

○長勢委員 ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法案の起草案につきまして、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、社会民主党・市民連合及び保守党を代表して、その提案の趣旨及び内容の概要を御説明申し上げます。

平成十三年九月末の厚生労働省の調査によれば、我が国には約二万四千人のホームレスがおり、このように多数のホームレスが食事の確保もままならないまま長期の路上生活で心身ともに疲弊していく実態は、彼ら自身の福祉の観点から大きな問題であり、看過することはできません。

また、ホームレスが起居の場所とするのは、都市公園、河川、道路、駅舎等であり、ホームレスがこれらの施設で日常生活を送っていることに起因する地域社会とのあつれきが随所で生じております。公共の用に供する施設の適正な管理も、早急に対処すべき課題であります。

現下の厳しい雇用失業情勢のもと、ホームレスの数は今後も増加傾向が続くと思われ、ホームレスに関する問題がより深刻化する前に法的な裏づけのもとにホームレスの自立の支援等に関する施策を総合的に推進する必要があると見ます。

以上が、本案を提案した理由であります。次に、本案の内容の概要について御説明申し上げます。

第一に、ホームレスの定義であります。この法律において「ホームレス」とは、都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設をゆえなく起居の場所として、日常生活を営んでいる者をいうものとしております。

第二に、ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標として、一、就業の機会の確保、安定した居住の場所の確保、保健及び医療の確保に関する施策並びに生活に関する相談及び指導を実施することによるホームレスの自立、二、ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域を中心として行われるこれらの者に対する生活上の支援によるホームレスとなることの防止、三、緊急に行う援助等によるホームレスに関する問題の解決を掲げております。また、ホームレスの自立の支援等に関する施策については、ホームレスの自立のために就業の機会が確保されることが最も重要であることに留意しつつ、目標に従って総合的に推進されなければならないこととしております。

第三に、ホームレスの自立への努力義務、国及び地方公共団体のホームレスの自立の支援等に関する施策の策定及び実施の責務について規定しております。

第四に、厚生労働大臣及び国土交通大臣は、ホームレスの自立の支援等に関する基本方針を策定し、都道府県及び市町村は、必要に応じ、基本方針に即して実施計画を策定しなければならないこととしております。

第五に、国は、地方公共団体または民間団体を支援するための財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととしたほか、公共の用に供する施設の管理者は、ホームレスが起居の場所とするによりその適正な利用が妨げられているときは、ホームレスの自立の支援等に関する施策との連携を図りつつ、法令の規定に基づき、当該施設の適正な利用を確保するために必要な措置をとるものとしております。

その他、民間団体の能力の活用、国及び地方公共団体の連携並びにホームレスの実態に関する全国調査について規定しております。

第六に、この法律は、公布の日から施行することとしております。なお、十年間の時限立法とし、施行から五年後を目途としてこの法律の規定

について検討を加えることとしております。
以上が、本案の提案の趣旨及びその内容の概要であります。
何とぞ速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法案
案
〔本号末尾に掲載〕

○森委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。
本起草案について発言を求められておりますので、これを許します。瀬古由起子君。
○瀬古委員 日本共産党の瀬古由起子でございます。

日本共産党は、この法案に対して、ホームレスの人々の直接支援とホームレスに至らないための施策を国の責任としたこと、就業機会の確保を緊急、抜本対策として位置づけたこと、国の基本計画、都道府県の実施計画などの策定を義務づけている点で評価できると考えています。

しかし、この法案には、不十分な面や、ホームレスの人々に対しての人権上の規定も危惧されている点が幾つかございます。したがって、私たちは、この法案を十分審議しないまま委員長提案とすることは問題があると考えております。

与えられた時間は五分でございますけれども、どうしても確認したい点があるので、まとめて伺います。

第一に、第二条のホームレスの定義の問題ですが、支援法にふさわしく国等の果たすべき責務を明らかにすることを前提にすべきであり、やむなく公共の場で野宿しているのに、あえて「故なく起居の場とし」としたことは、不法に公共施設を占拠した法違反者という認識でこの法が適用されかねません。少なくとも、諸外国でも採用している広義の定まった住居のない人、もしくは民主党案にあった「野宿生活者その他安定した居住の場所を有しない者であつてこれに準じるもの」と

なぜ提案できなかったのでしょうか。

第二番目には、第十一条、公共の用に供する施設に関して「適正な利用を確保するために必要な措置をとる」としていますが、現行法でも対応が可能であり、むしろ野宿を強いられない制度、環境をつくらうとして今回の法案が提出されたのではないのでしょうか。今でも、説得の名のもとに、事実上排除が強まっております。第十一条の定義では、違反者を追い出すための条項と受け取られかねず、支援法にはなじまないと思うので削除すべきではないかと思ひます。

第三に、財政的な裏づけについて施策実施の財政規模はどのぐらいを考えているのでしょうか。財政上も国の責任を明らかにするべきであるのに、第十条は義務規定ではなく努力規定としたのは一体なぜでしょうか。

以上、質問いたします。

○長勢委員 御答弁申し上げます。

まず、第一の質問でございますが、第二条におきまして、ホームレスを「都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者」と規定いたしましたのは、ホームレスについての一般的な実態を過不足なくより適切に表現していると考えた次第であります。

また、「故なく起居の場所とし」と規定いたしましたのは、災害等により住居を失い、公園等に設置された仮設住宅に身を寄せておられるような正当な理由により公共的施設を起居の場所として利用している方が含まれないようにするためであります。

第二の質問でございますが、この法律は、ホームレスの自立の支援等に関し必要な施策を講ずることにより、ホームレスに関する問題の解決に資する問題といたしましては、ホームレスに関する公共施設の適正な利用が妨げられ、地域社会とのあつれきが生じつつあることもまた事実であります。

そこで、現行法令の規定に基づき公共施設の適正な利用を確保するために必要な措置を講ずることとは可能であります。御指摘のとおりホームレスに関しては、単に排除するというだけでは問題の解決につながらないことから、公共施設の適正な利用を確保するために必要な措置はホームレスの自立の支援等に関する施策との連携を図りつつ行われるべきことを特に明記したものであり、ホームレスの自立の支援等を柱とするこの法律に規定する意義は十分にあると考えております。

第三の質問でございますが、財政規模についてのお尋ねでございます。

ホームレスの自立の支援等に関する施策を推進するためには、財政上の措置が十分に確保されることが必要であると認識しております。

現段階で財政規模について確たることを申し上げることはできませんが、この法律が施行されることによりこれまで以上に政府において必要な財政上の措置を講じていただきますよう、私どもも取り組んでまいりたいと思ひます。

また、基本法以外の法律においては、財政上の措置について努力義務規定として規定することが通例であることも参考にいたしました。

もとより、このように努力義務として規定したからといって、国の財政上の責任が免除されるわけでないことは明らかでございます。

以上でございますので、よろしく御理解を賜りたいと思ひます。(瀬古委員「委員長」と呼ぶ)

○森委員長 以上で発言は終わりました。この際、お諮りいたします。

○瀬古委員 まだ五分たつていないんです。委員長、一言。最後に一言言わせてください。やりとりできるというふうに聞いているんですけれども、一言だけ言わせてください。一言だけでいいですから。

○森委員長 特に許します。瀬古君。
○瀬古委員 一言だけ言います。今の答弁では、本当に不安、野宿者の皆さん

の、そして支援者の皆さんの不安にこたえていないというふうに思ひます。

それで、きょう私の方は時間の制限がありますので、私の質問全文を皆さんにお配りいたしました。ぜひ提案者の皆さんには、関係者の皆さんが安心できるように、後ほど誠意を持ってお答えいただきますように要望して、私の発言といたします。

ありがとうございます。

○森委員長 以上で発言は終わりました。この際、お諮りいたします。

お手元に配付いたしております草案をホームレスの自立の支援等に関する特別措置法案の成案とし、これを委員会提出の法律案と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○森委員長 起立多数。よつて、そのように決しました。

なお、本法律案の提出手続等につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○森委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○森委員長 この際、鴨下一郎君外五名から、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、日本共産党、社会民主党・市民連合及び保守党の六派共同提案によるホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の運用に関する件について決議すべしとの動議が提出されております。

提出者より趣旨の説明を聴取いたします。鍵田節哉君。

○鍵田委員 私は、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、日本共産党、社会民主党・市民連合及び保守党を代表して、本動議について御説明申し上げます。

案文を朗読して説明にかえさせていただきます。

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の運用に関する件(案)

政府及び地方公共団体は、我が国においてホームレスの急増が、看過できない極めて大きな問題となっている現状を踏まえ、ホームレスを含め社会的に排除された人々の市民権を回復し再び社会に参入することができるようになることは、憲法第十一条及び第二十五条の精神を体现するために必要不可欠な施策であることに深く留意し、本法の施行に当たっては、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一 ホームレスの自立の支援に際しては、自立に至る経路や自立のあり方について、可能な限り個々のホームレスに配慮した多様な形が認められるよう努めること。

二 ホームレスに対する職業能力開発に当たっては、ホームレスの実情に応じた内容となることに深く留意するとともに、ホームレスの自立につながる安定就労の場の確保に努めること。

三 ホームレスに対する住宅支援策の実施に当たっては、その実効性を高めるため、地域の実情を踏まえつつ、公営住宅・民間住宅を通じて可能な限り多様な施策の展開を図ること。

四 ホームレスが入居する施設においては、入居者本人の人権尊重と尊厳の確保に万全を尽くすこと。

五 第十一条規定の通り、法令の規定に基づき、公共の用に供する施設の管理者が当該施設の適正な利用を確保するために必要な措置をとる場合においては、人権に関する国際約束の趣旨に充分に配慮すること。

六 本法による自立支援策と生活保護法の運用との密接な連携に配慮し、不当に生活保護が不適用とされることのないよう、適正な運用に努めること。

七 第十四条に規定する全国調査を早期に完了し、遅滞無く事業を実施すること。

八 本法を施行する中で実情との不整合等が生じたとき等においては、速やかに見直すこと。

九 「実施計画」を策定しない都道府県及び市町村の区域においても、ホームレスの自立支援及び余儀なくホームレスとなることの防止の諸施策の実施に可能な限り努めること。右決議する。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○森委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○森委員長 起立総員。よって、そのように決しました。

この際、ただいまの決議につきまして、坂口厚生労働大臣から発言を求められておりますので、これを許します。坂口厚生労働大臣。

○坂口国務大臣 ただいまの御決議につきまして、その趣旨を十分尊重し、関係省庁との連携を図りつつ努力してまいりたい所存であります。

○森委員長 なお、本決議の議長に対する報告及び関係方面への参考送付等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○森委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○森委員長 次に、社会保険労務士法の一部を改正する法律案起草の件について議事を進めます。

本件につきましては、先般来各会派間において御協議をいただき、意見の一致を見ましたので、委員長において草案を作成し、委員各位のお手元に配付いたしております。

その起草案の趣旨及び内容について、委員長から御説明申し上げます。

○森委員長 起立多数。よって、そのように決しました。

○森委員長 起立多数。よって、そのように決しました。

○森委員長 起立多数。よって、そのように決しました。

委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○森委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○森委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○森委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○森委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○森委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○森委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○森委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法

く起居の場所とし、日常生活を営んでいる者という。

(ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標等)

第三条 ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標は、次に掲げる事項とする。

一 自立の意思があるホームレスに対し、安定した雇用の場の確保、職業能力の開発等による就業の機会の確保、住宅への入居の支援等による安定した居住の場所の確保並びに健康診断、医療の提供等による保健及び医療の確保に関する施策並びに生活に関する相談及び指導を実施することにより、これらの者を自立させること。

二 ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域を中心として行われる、これらの者に対する就業の機会の確保、生活に関する相談及び指導の実施その他の生活上の支援により、これらの者がホームレスとなることを防止すること。

三 前二号に掲げるもののほか、宿泊場所の一時的な提供、日常生活の需要を満たすために必要な物品の支給その他の緊急に行うべき援助、生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)による保護の実施、国民への啓発活動等によるホームレスの人権の擁護、地域における生活環境の改善及び安全の確保等により、ホームレスに関する問題の解決を図ること。

2 ホームレスの自立の支援等に関する施策については、ホームレスの自立のためには就業の機会が確保されることが最も重要であることに留意しつつ、前項の目標に従って総合的に推進されなければならない。

(ホームレスの自立への努力)

第四条 ホームレスは、その自立を支援するための国及び地方公共団体の施策を活用すること等により、自らの自立に努めるものとする。

(国の責務)

第一類第七号

厚生労働委員会議録第二十五号

平成十四年七月十七日

第五条 国は、第三条第一項各号に掲げる事項につき、総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

(地方公共団体の責務)

第六条 地方公共団体は、第三条第一項各号に掲げる事項につき、当該地方公共団体におけるホームレスに関する問題の実情に応じた施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

(国民の協力)

第七条 国民は、ホームレスに関する問題について理解を深めるとともに、地域社会において、国及び地方公共団体が実施する施策に協力すること等により、ホームレスの自立の支援等に努めるものとする。

第二章 基本方針及び実施計画

(基本方針)

第八条 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、第十四条の規定による全国調査を踏まえ、ホームレスの自立の支援等に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を策定しなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について策定するものとする。

一 ホームレスの就業の機会の確保、安定した居住の場所の確保、保健及び医療の確保並びに生活に関する相談及び指導に関する事項

二 ホームレス自立支援事業(ホームレスに対し、一定期間宿泊場所を提供した上、健康診断、身元の確認並びに生活に関する相談及び指導を行うとともに、就業の相談及びあっせん等を行うことにより、その自立を支援する事業をいう。)その他のホームレスの個々の事情に対応したその自立を総合的に支援する事業の実施に関する事項

三 ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域を中心として行われるこれらの者に対する生活上の支援に関する事項

四 ホームレスに対し緊急に行うべき援助に関する事項、生活保護法による保護の実施に関する事項、ホームレスの人権の擁護に関する事項並びに地域における生活環境の改善及び安全の確保に関する事項

五 ホームレスの自立の支援等を行う民間団体との連携に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、ホームレスの自立の支援等に関する基本的な事項

3 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、基本方針を策定しようとするときは、総務大臣その他関係行政機関の長と協議しなければならない。

(実施計画)

第九条 都道府県は、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するため必要があると認められるときは、基本方針に即し、当該施策を実施するための計画を策定しなければならない。

2 前項の計画を策定した都道府県の区域内の市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するため必要があると認めるときは、基本方針及び同項の計画に即し、当該施策を実施するための計画を策定しなければならない。

3 都道府県又は市町村は、第一項又は前項の計画を策定するに当たっては、地域住民及びホームレスの自立の支援等を行う民間団体の意見を聴くように努めるものとする。

第三章 財政上の措置等

(財政上の措置等)

第十条 国は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を推進するため、その区域内にホームレスが多数存在する地方公共団体及びホームレスの自立の支援等を行う民間団体を支援するための財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(公共の用に供する施設の適正な利用の確保)

第十一条 都市公園その他の公共の用に供する施設を管理する者は、当該施設をホームレスが起居の場所とするによりその適正な利用が妨げられているときは、ホームレスの自立の支援

等に関する施策との連携を図りつつ、法令の規定に基づき、当該施設の適正な利用を確保するために必要な措置をとるものとする。

第四章 民間団体の能力の活用等

(民間団体の能力の活用等)

第十二条 国及び地方公共団体は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を実施するに当たっては、ホームレスの自立の支援等について民間団体が果たしている役割の重要性に留意し、これらの団体との緊密な連携の確保に努めるとともに、その能力の積極的な活用を図るものとする。

(国及び地方公共団体の連携)

第十三条 国及び地方公共団体は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を実施するに当たっては、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

(ホームレスの実態に関する全国調査)

第十四条 国は、ホームレスの自立の支援等に関する施策の策定及び実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、ホームレスの実態に関する全国調査を行わなければならない。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から起算して十年を経過した日に、その効力を失う。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後五年を目途として、その施行の状況等を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

理由

自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた者が多数存在し、健康で文化的な生活を送ることができないでいるとともに、地域社会とのあつれきが生じつつある現状にかんが

第二十五条の三の二 社会保険労務士会又は連合会は、社会保険労務士会の会員について、前二条に規定する行為又は事実があると認めたときは、厚生労働大臣に対し、当該会員の氏名及び事業所の所在地並びにその行為又は事実を通知

しなければならない。

2 何人も、社会保険労務士について、前二条に規定する行為又は事実があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、当該社会保険労務士の氏名及びその行為又は事実を通知し、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

第二十五条の四第一項及び第二項中「前二条」を「第二十五条の二又は第二十五条の三」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(登録抹消の制限)

第二十五条の四の二 連合会は、社会保険労務士が懲戒の手続に付された場合においては、その手続が終了するまでは、第十四条の十第一項第一号の規定による当該社会保険労務士の登録の抹消をすることができない。

第二十五条の五の見出し中「懲戒処分」の下に「通知及び」を加え、同条中「その旨を」の下に「その理由を付記した書面により当該社会保険労務士に通知するとともに」を加える。

第四章の二 第二十五条の二十八を第二十五条の四十九とする。

第二十五条の二十七を第二十五条の四十七とし、同条の次に次の一条を加える。

(貸借対照表等)

第二十五条の四十八 連合会は、毎事業年度、総会の決議を経た後、遅滞なく、貸借対照表及び収支計算書を官報に公告し、かつ、財産目録、貸借対照表、収支計算書及び附属明細書並びに会則で定める事業報告書及び監事の意見書を、事務所に備えて置き、厚生労働省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

第二十五条の二十六を第二十五条の四十六とし、第二十五条の二十二から第二十五条の二十五までを二十条ずつ繰り下げる。

第二十五条の二十一第四項中「第二十五条の二十三第一項を」第二十五条の四十三第一項に改め、同条を第二十五条の四十一とし、第二十五条の二十を第二十五条の四十とする。

第二十五条の十九を削る。

第二十五条の十八を第二十五条の三十八とし、同条の次に次の一条を加える。

(社会保険労務士会に関する規定の準用)

第二十五条の三十九 第二十五条の二十六第三項及び第四項、第二十五条の二十七第二項、第二十五条の三十一並びに第二十五条の三十二の規定は、連合会に準用する。

第二十五条の十七を第二十五条の三十七とし、第二十五条の十六を第二十五条の三十六とする。

第二十五条の十五第一号中「第二十五条の七第一項第一号」を「第二十五条の二十七第一項第一号」に、「から第五号の二まで、第六号及び第七号」を「第四号及び第五号から第七号まで」に改め、同条第四号を削り、同条第五号を同条第四号とし、同条第六号を同条第五号とし、同条を第二十五条の三十五とする。

第二十五条の十四第二項中「社会保険労務士の品位を」社会保険労務士会の会員の品位に改め、同条を第二十五条の三十四とする。

第二十五条の十三を削る。

第二十五条の十二中「所属の社会保険労務士」及び「当該社会保険労務士」の下に「又は社会保険労務士法人」を加え、同条を第二十五条の三十三とし、第二十五条の九から第二十五条の十一までを二十一条ずつ繰り下げる。

第二十五条の八第三項中「二」を「いずれかに」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項の次に次の三項を加える。

3 社会保険労務士法人は、その成立の時に、当然、社会保険労務士法人の主たる事務所の所在地の社会保険労務士会の会員となる。

4 社会保険労務士法人は、社会保険労務士法人の主たる事務所の所在地の社会保険労務士会以外の社会保険労務士会が設立されている都道府県の区域に事務所を設け、又は社会保険労務士法人の各事務所を各所属社会保険労務士会以外の社会保険労務士会が設立されている都道府県の区域に移転したときは、社会保険労務士法人の事務所の新所在地においてその旨を登記した

時に、当然、当該事務所の所在地の属する都道府県の区域に設立されている社会保険労務士会の会員となる。

5 社会保険労務士法人は、その事務所の移転又は廃止により、所属社会保険労務士会が設立されている都道府県の区域内に社会保険労務士法人の事務所を有しないこととなつたときは、旧所在地においてその旨を登記した時に、当然、当該社会保険労務士会を退会する。

第二十五条の八に次の一項を加える。

7 社会保険労務士法人は、解散した時に、当然、所属社会保険労務士会を退会する。

第二十五条の八を第二十五条の二十九とする。

第二十五条の七第一項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 会員の種別及びその権利義務に関する規定

規定

第二十五条の七第一項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 支部に関する規定

第二十五条の七第一項第五号中「社会保険労務士」を「会員」に改め、同項第五号の三を削り、同条を第二十五条の二十七とし、同条の次に次の一条を加える。

(支部)

第二十五条の二十八 社会保険労務士会は、その目的を達成するため必要があるときは、支部を設けることができる。

第二十五条の六第二項中「社会保険労務士の」を「会員の」に改め、同条第四項中「明治二十九年法律第八十九号」を削り、同条を第二十五条の二十六とする。

第四章の二を第四章の三とし、第四章の次に次の一章を加える。

第四章の二 社会保険労務士法人

(設立)

第二十五条の六 社会保険労務士は、この章の定めるところにより、社会保険労務士法人(第二十一条に規定する業務を組織的に行うことを目的と

して、社会保険労務士が共同して設立した法人をいう。以下同じ。)を設立することができる。

(名称)

第二十五条の七 社会保険労務士法人は、その名称中に社会保険労務士法人という文字を使用しなければならない。

(社員の資格)

第二十五条の八 社会保険労務士法人の社員は、社会保険労務士でなければならない。

2 次に掲げる者は、社員となることができない。

一 第二十五条の二又は第二十五条の三の規定により社会保険労務士の業務の停止の処分を受け、当該業務の停止の期間を経過しない者

二 第二十五条の二十四第一項の規定により社会保険労務士法人が解散又は業務の停止を命ぜられた場合において、その処分の日以前三十日以内にその社員であつた者でその処分の日から三年(業務の停止を命ぜられた場合にあつては、当該業務の停止の期間)を経過しないもの

(業務の範囲)

第二十五条の九 社会保険労務士法人は、第二条に規定する業務を行うほか、定款で定めるところにより、同条に規定する業務に準ずるものとして厚生労働省令で定める業務の全部又は一部を行うことができる。

(登記)

第二十五条の十 社会保険労務士法人は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(設立の手続)

第二十五条の十一 社会保険労務士法人を設立するには、その社員にならうとする社会保険労務士が、共同して定款を定めなければならない。

2 商法(明治三十二年法律第四十八号)第六十

七条の規定は、社会保険労務士法人の定款について準用する。

3 定款には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 事務所の所在地
- 四 社員の氏名及び住所
- 五 社員の出資に関する事項
- 六 業務の執行に関する事項

(成立の時期)

第二十五条の十二 社会保険労務士法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。

(成立の届出等)

第二十五条の十三 社会保険労務士法人は、成立したときは、成立の日から二週間以内に、登記簿の謄本及び定款の写しを添えて、その旨を、その主たる事務所の所在地の属する都道府県の区域に設立されている社会保険労務士会(以下「主たる事務所の所在地の社会保険労務士会」という。)を経由して、連合会に届け出なければならない。

2 連合会は、厚生労働省令で定めるところにより、社会保険労務士法人の名簿を作成し、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

(定款の変更)

第二十五条の十四 社会保険労務士法人は、定款を変更したときは、変更の日から二週間以内に、変更に係る事項を、主たる事務所の所在地の社会保険労務士会を経由して、連合会に届け出なければならない。

(業務を執行する権限)

第二十五条の十五 社会保険労務士法人の社員は、定款で別段の定めがある場合を除き、すべて業務を執行する権利を有し、義務を負う。

(社員の常駐)

第二十五条の十六 社会保険労務士法人の事務所には、その事務所の所在地の属する都道府県

区域に設立されている社会保険労務士会の会員である社員を常駐させなければならない。

(特定の事件についての業務の制限)

第二十五条の十七 社会保険労務士法人は、次の各号のいずれかに該当する事件については、その業務を行ってはならない。ただし、第三号に該当する事件については、受任している事件の依頼者が同意した場合は、この限りでない。

- 一 相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件
- 二 相手方の協議を受けた事件で、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づく認められるもの
- 三 受任している事件の相手方からの依頼による他の事件

四 第二十二号各号に掲げる事件として社員の半数以上の者が業務を行ってはならないこととされる事件

(社員の競争の禁止)

第二十五条の十八 社会保険労務士法人の社員は、自己若しくは第三者のためにその社会保険労務士法人の業務の範囲に属する業務を行い、又は他の社会保険労務士法人の社員となつてはならない。

(業務の執行方法)

第二十五条の十九 社会保険労務士法人は、社会保険労務士でない者に第二号第一項第一号から第二号までに掲げる事務を行わせてはならない。

(法定脱退)

第二十五条の二十一 社会保険労務士法人の社員は、次に掲げる理由によつて脱退する。

- 一 社会保険労務士の登録の抹消

二 定款に定める理由の発生

三 総社員の同意

四 除名

(解散)

第二十五条の二十二 社会保険労務士法人は、次に掲げる理由によつて解散する。

- 一 定款に定める理由の発生
- 二 総社員の同意
- 三 他の社会保険労務士法人との合併
- 四 破産
- 五 解散を命じる裁判
- 六 第二十五条の二十四第一項の規定による解散の命令

2 社会保険労務士法人は、前項の規定による場合のほか、社員が一人になり、そのなつた日から引き続き六月間その社員が二人以上にならなかつた場合においても、その六月を経過した時に解散する。

3 社会保険労務士法人は、第一項第三号の事由以外の事由により解散したときは、解散の日から二週間以内に、その旨を、主たる事務所の所在地の社会保険労務士会を経由して、連合会に届け出なければならない。

(合併)

第二十五条の二十三 社会保険労務士法人は、総社員の同意があるときは、他の社会保険労務士法人と合併することができる。

2 合併は、合併後存続する社会保険労務士法人又は合併によつて設立した社会保険労務士法人が、その主たる事務所の所在地において登記をすることによつて、その効力を生ずる。

3 社会保険労務士法人は、合併したときは、合併の日から二週間以内に、登記簿の謄本(合併によつて設立した社会保険労務士法人にあつては、登記簿の謄本及び定款の写し)を添えて、その旨を、主たる事務所の所在地の社会保険労務士会を経由して、連合会に届け出なければならない。

(違法行為等についての処分)

第二十五条の二十四 厚生労働大臣は、社会保険労務士法人がこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反し、又は運営が著しく不当と認められるときは、その社会保険労務士法人に対し、戒告し、若しくは一年以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は解散を命ずることができる。

2 第二十五条の三の二、第二十五条の四及び第二十五条の五の規定は、前項の処分について準用する。

3 第一項の規定による処分の手続に付された社会保険労務士法人は、清算が終了した後においても、この条の規定の適用については、当該手続が終了するまで、なお存続するものとみなす。

4 第一項の規定は、同項の規定により社会保険労務士法人を処分する場合において、当該社会保険労務士法人の社員又は使用人である社会保険労務士(以下この項において「社員等」という。)につき第二十五条の二又は第二十五条の三に該当する事実があるときは、その社員等である社会保険労務士に対し、懲戒処分を併せて行うことを妨げるものと解してはならない。

(民法の準用等)

第二十五条の二十五 民法(明治二十九年法律第八十九号)第五十条、第五十五条及び第八十一条から第八十三条まで並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五条第二項、第三十六条、第二百二十六条第一項、第二百三十四条から第二百三十五条ノ五まで、第二百三十五条ノ八、第二百三十六条ノ二、第二百三十七条、第二百三十八条及び第二百三十八条ノ三の規定は、社会保険労務士法人について準用する。この場合において、民法第八十三条中「主務官庁」とあるのは、「全国社会保険労務士会連合会」と読み替えるものとする。

2 商法第三十二条、第三十三条及び第三十四条から第三十六条までの規定は社会保険労務士法人の帳簿その他の書類について、同法第五十八

第二十五条の二十四 厚生労働大臣は、社会保険労務士法人がこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反し、又は運営が著しく不当と認められるときは、その社会保険労務士法人に対し、戒告し、若しくは一年以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は解散を命ずることができる。

2 第二十五条の三の二、第二十五条の四及び第二十五条の五の規定は、前項の処分について準用する。

3 第一項の規定による処分の手続に付された社会保険労務士法人は、清算が終了した後においても、この条の規定の適用については、当該手続が終了するまで、なお存続するものとみなす。

4 第一項の規定は、同項の規定により社会保険労務士法人を処分する場合において、当該社会保険労務士法人の社員又は使用人である社会保険労務士(以下この項において「社員等」という。)につき第二十五条の二又は第二十五条の三に該当する事実があるときは、その社員等である社会保険労務士に対し、懲戒処分を併せて行うことを妨げるものと解してはならない。

(民法の準用等)

第二十五条の二十五 民法(明治二十九年法律第八十九号)第五十条、第五十五条及び第八十一条から第八十三条まで並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五条第二項、第三十六条、第二百二十六条第一項、第二百三十四条から第二百三十五条ノ五まで、第二百三十五条ノ八、第二百三十六条ノ二、第二百三十七条、第二百三十八条及び第二百三十八条ノ三の規定は、社会保険労務士法人について準用する。この場合において、民法第八十三条中「主務官庁」とあるのは、「全国社会保険労務士会連合会」と読み替えるものとする。

2 商法第三十二条、第三十三条及び第三十四条から第三十六条までの規定は社会保険労務士法人の帳簿その他の書類について、同法第五十八

条及び第五十九条の規定は社会保険労務士法人の解散について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十三条第三項中「貸借対照表が書面ヲ以テ作ラレタルトキハ」とあるのは「貸借対照表ハ」と、同条第四項中「貸借対照表が書面ヲ以テ作ラレタルトキハ」とあるのは「貸借対照表ニハ」と、同法第五十八条及び第五十九条第一項中「株主」とあるのは「社員」と読み替えるものとする。

3 商法第六十八条、第六十九条、第七十二条、第七十三条、第七十四条第二項及び第三項並びに第七十五条の規定は、社会保険労務士法人の内部の関係について準用する。この場合において、同法第七十四条第二項中「前項」とあるのは、「社会保険労務士法第二十五条の十八」と読み替えるものとする。

4 商法第七十六条から第八十三条までの規定は、社会保険労務士法人の外部の関係について準用する。

5 商法第八十四条、第八十六条第一項及び第二項（除名及び代表権の喪失に関する部分に限る。並びに第八十七条から第九十三条までの規定は、社会保険労務士法人の社員の脱退について準用する。この場合において、同法第八十六条第一項第二号中「第七十四条第一項」とあるのは、「社会保険労務士法第二十五条の十八」と読み替えるものとする。

6 商法第一百条、第一百三十三条から第一百六条まで及び第九十九条から第一百一十一条までの規定は、社会保険労務士法人の合併について準用する。

7 商法第一百六条から第十九条まで、第二百一十条から第二百二十二条まで、第二百二十四条第一項及び第二項、第二百二十五条、第二百二十六条、第二百二十八条から第三十三条まで（第二百三十条第二項及び第三項を除く。）、第二百三十四条ノ二から第二百三十六条まで、第二百三十八条並びに第二百四十三条から第二百四十五条までの規定は、社会保険労務士法人の清算について準用する。この場合において、同法第一百七十七条第二項及び

第二百二十二条中「第九十四条第四号又ハ第六号」とあるのは、「社会保険労務士法第二十五条の二十二第一項第五号又ハ第六号又ハ第二項」と読み替えるものとする。

8 破産法（大正十一年法律第七十一号）第二百七条の規定の適用については、社会保険労務士法人は、合名会社とみなす。

2 社会保険労務士法人でない者は、社会保険労務士法人又はこれに類似する名称を用いてはならない。

「第二十七条中「社会保険労務士」の下に「又は社会保険労務士法人」を加える。

「又は社会保険労務士法人」を加える。

「第三十二条中「第二十一条」を「いづれかに」に、「三十万円」を「百万円」に改め、同項第二号中「第二十一条」を「第二十一条」に改め、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号中「第二十五条の二十二第一項」を「第二十五条の四十二第一項」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「又は第二十五条の三」を「若しくは第二十五条の三又は第二十五条の二十四第一項」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 第二十三条の二（第二十五条の二十において準用する場合を含む。）の規定に違反した者第三十三条中「一」を「いづれかに」に、「二十万円」を「百万円」に改め、同条第一号中「第十九条の下に」（第二十五条の二十において準用する場合を含む。）を加え、同条第二号中「第二十条の下に」（第二十五条の二十において準用する場合を含む。）を加え、同条第三号を削り、同条第四号中「第二十六条第一項又は第二項」を「第二十六条」に改め、同号を同条第三号とする。

第三十五条中「第三十二条の二第一項第五号、第三十三条第三号若しくは第四号又は前条を」第三十二条、第三十二条の二第一項第三号、第四号（第二十五条の二十四第一項に係る部分に限る。）若しくは第六号又は第三十三条から前条まで」に改め、同条を第三十六条とする。

第三十四条中「第二十五条の二十八第一項」を「第二十五条の四十九第一項」に、「二十万円」を「三十万円」に改め、同条を第三十五条とする。

第三十三条の次に次の一条を加える。

第三十四条 第二十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

本則に次の一条を加える。

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、社会保険労務士法人の社員若しくは清算人又は社会保険労務士会若しくは連合会の役員は、三十万円以下の過料に処する。

一 この法律に基づく政令の規定に違反して登記をすることを怠つたとき。

二 第二十五条の二十五第一項において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して破産の宣告の請求を怠つたとき。

三 定款又は第二十五条の二十五第二項において準用する商法第三十二条第一項の会計帳簿若しくは貸借対照表に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

四 第二十五条の二十五第六項において準用する商法第一百条第一項又は第三項（同法第一百七条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して合併し、又は財産を処分したとき。

五 第二十五条の二十五第七項において準用する商法第三十一条の規定に違反して財産を分配したとき。

別表第二十号の十八の次に次の二号を加える

る。

二十の十九 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）

二十の二十 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律

別表第三十三号中「昭和三十七年法律第百六十号」を削る。

別表第二十一号中「第二十号の十八」を「第二十号の二十」に改め、同表第二号から第四号まで及び第六号から第八号までの規定中「社会保険労務士」の下に「若しくは社会保険労務士法人」を加える。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、第二十五条の七第一項第五号の三を削る改正規定、第二十五条の十五第一号の改正規定（から第五号の二まで、第六号及び第七号を）、第四号及び第五号から第七号まで）に改める部分に限る。）、同条第四号を削る改正規定、同条第五号を同条第四号とする改正規定及び同条第六号を同条第五号とする改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律による改正後の社会保険労務士法第二十五条の四十八の規定は、この法律の施行の日以後に開始する事業年度に係る書類について適用する。

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。（社会保険労務士法の一部を改正する法律の一部改正）

第四条 社会保険労務士法の一部を改正する法律（平成五年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

附則第三号第一項中「第二十五条の八第一項」を「第二十五条の二十九第一項」に改める。

（石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律

の整備等に関する法律の一部改正)

第五条 石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十二年法律第十六号)の一部を次のように改正する。

附則第二十條第一項中「第二十五條の十二、第二十五條の十三、第二十五條の十八及び第二十五條の二十六」を「第二十五條の十三、第二十五條の三十三、第二十五條の三十八及び第二十五條の四十六」に改める。

(経済社会の変化に対応する円滑な再就職を促進するための雇用対策法等の一部を改正する等の法律の一部改正)

第六条 経済社会の変化に対応する円滑な再就職を促進するための雇用対策法等の一部を改正する等の法律(平成十三年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

附則第十二條第一項中「第二十五條の十二、第二十五條の十三、第二十五條の十八及び第二十五條の二十六」を「第二十五條の三十三、第二十五條の三十八及び第二十五條の四十六」に改める。

理由

最近における社会保険労務士制度を取り巻く状況の変化を踏まえ、国民の利便性の向上に資する信頼される社会保険労務士制度を確立するため、社会保険労務士法人制度の創設、受験資格要件の緩和、紛争調整委員会における個別労働関係紛争に係るあつせん代理業務の追加、懲戒手続、資格者団体の会則等に関する規定の見直し等所要の改正を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。